

改定版

田尻町都市計画マスタープラン

関空のあるまち



平成 29 年 3 月
田尻町



田尻町マスコットキャラクター
「たじりっち」

田尻町都市計画マスタープラン

(改定版)

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 10 月一部改定)
田 尻 町

目 次

序章 都市計画マスタープランについて	1
1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割	1
2. 改定の背景	2
3. 計画期間、対象区域、計画の構成	2
第1章 町の現状と都市計画の課題	3
1. 社会経済情勢の変化	3
2. 町の現状と町民意向	5
2-1. 町の現状	5
2-2. 町民意向	12
3. 上位・関連計画	13
3-1. 大阪府の動向	13
3-2. 大阪府都市計画審議会の答申	13
3-3. 本町の動向	14
4. 都市計画の現状とまちづくりの課題	16
4-1. 都市計画の現状	16
4-2. まちづくりの課題	19
第2章 全体構想	21
1. まちの将来像	21
1-1. まちづくりの視点と将来都市像	21
1-2. まちづくりの基本目標	22
1-3. 将来人口フレーム	24
1-4. 将来都市構造・土地利用	25
2. まちづくりと都市計画の方針	29
2-1. 土地利用	29
2-2. 道路・交通	30
2-3. 公園・緑地・地域環境の形成	31
2-4. 上下水道・河川	32
2-5. その他公共施設	33
2-6. 市街地及び住宅の整備	34
2-7. 都市防災	36
2-8. 都市景観形成	38
第3章 エリア別構想	40
1. エリア区分の設定	40
2. エリア別構想	41
2-1. りんくうエリア	41
2-2. 既成市街地エリア	43
2-3. 市街地形成エリア	45
2-4. 緑の保全エリア	46
第4章 計画の実現に向けて	47
1. 住民・事業者・団体等と行政の協働によるまちづくりの推進	47
2. 効率的な都市計画行政の推進と進行管理	48

序章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

都市計画マスタープランは、1992(平成4)年の都市計画法の改正によって創設されたものであり、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものです。

田尻町都市計画マスタープランは、本町の地域特性を踏まえ、住民の意向を反映しながら将来の目標となる都市像をわかりやすく示し、将来都市像の実現に向けた施策・方策の枠組みを示すことによって、個別の都市計画を定める際の指針となるものです。

都市計画マスタープランは、それ自体では具体的な規制や事業を行うものではなく、「市町村の総合計画」や都道府県が定める都市計画区域毎の都市づくりの方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即し、市町村における都市づくりの方向性を示すものです。

今後、計画策定時や施策の具体化の際には、住民のまちづくりへの参画を促し、行政主導のまちづくりから住民主体のまちづくり、多様な関係者の協働によるまちづくりへの一つの機会としての役割も果たすものです。

【 解 説 】

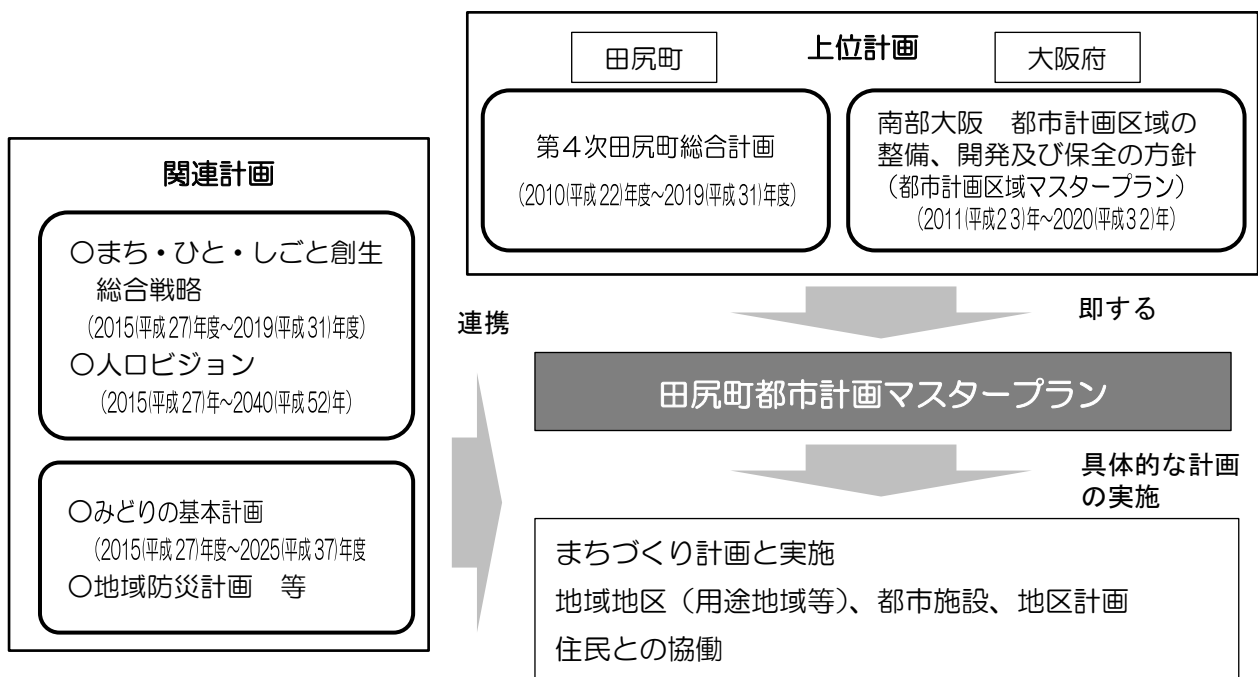
1992(平成4)年の都市計画法改正：用途地域を8種類から12種類にするなどとともに、市町村が都市計画を定めるとした大改正。

都市計画法第18条の2：市町村が都市計画に関する基本的な方針を定めることとした条文。本文については、参考資料で掲載。

総合計画：総合計画は地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画法第6条の2に規定され、都道府県が都市計画区域ごとに定める。これは都市計画区域マスタープランとも呼ばれる。

■田尻町都市計画マスタープランの位置づけ



2. 改定の背景

これまで本町では、1999(平成11)年9月に策定し、2015(平成27)年度を目標年次とする「田尻町都市計画マスタープラン」を都市計画の基本的な方針として都市づくりを進めてきました。

策定後17年を経過し、その後、依拠してきた上位計画がそれぞれ改定されています。大阪府においては、2011(平成23)年に本町を含む都市計画区域の都市づくりの方針である「南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(南部大阪都市計画区域マスタープラン)」が改定(2016(平成28)年3月一部改定)されています。一方、本町では、2010(平成22)年11月に2019(平成31)年度を目標とした「第4次田尻町総合計画」が策定され、それに基づいたまちづくりを進めているところです。

また、この間、**少子高齢化社会**の進展や社会潮流の変化、住民ニーズが多様化する中で、本町においても、関西国際空港2期島の完成、第2ターミナルの供用開始や**インバウンド**(海外からの観光客)の増加など社会情勢は変化しています。

こうした上位計画の変化と新たな社会情勢への対応を行うため、「田尻町都市計画マスタープラン」を改定するものです。

3. 計画期間、対象区域、計画の構成

国勢調査が実施された2015(平成27)年度を基準年とし、現在の都市計画マスタープランと同様20年後のまちづくりを見通しつつ、概ね10年後の2025(平成37)年度を目標年度とします。

計画の対象区域は、本町の都市計画区域(本町の全域)とします。

「田尻町都市計画マスタープラン」は、「全体構想」「エリア別構想」「計画の実現に向けて」の枠組みで構成します。

■田尻町都市計画マスタープランの構成

【町の現状と都市計画の課題】：第1章

・社会経済情勢 ・現状と町民意向 ・上位・関連計画 ・都市計画の現状とまちづくりの課題

【全体構想】：第2章

田尻町全体の将来都市像を設定し、実現のための施策等の考え方を示します。

●まちの将来像

視点と将来像、基本目標、将来人口フレーム、将来都市構造・土地利用

●まちづくりと都市計画の方針

土地利用、道路・交通、公園・緑地、上下水道・河川、その他公共施設、市街地及び住宅、都市防災・都市景観

【エリア別構想】：第3章

「全体構想」と整合を図りつつ、町内各地域の将来像と実現のための施策等の考え方を示します。

●全体構想での位置づけ

●エリアの整備方針

- ①りんくうエリア
- ②既成市街地エリア
- ③市街地形成エリア
- ④緑の保全エリア

【計画の実現に向けて】：第4章

「全体構想」「エリア別構想」に示すまちづくりを推進していく方策を示します。

- 協働によるまちづくりの推進
- 効率的な都市計画行政の推進
- 計画の進行管理

【 解 説 】

南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：

南部大阪都市計画区域の広域的、根幹的な視点から都市計画の目標、区域区分、主要な都市計画の決定等、都市計画の基本的な考え方を定めたもの。

対象区域は、南河内地域・泉北地域・泉南地域(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)

少子高齢化社会：高齢化社会は、総人口に占めるおおむね65歳以上の老年人口(高齢者)が増大した社会のこと。加えて出生率の低下で起こる少子化が同時進行することを言う。

インバウンド：「入ってくる、内向きの」という意味の形容詞で、日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す。

国勢調査：「日本に居住している全ての人口及び世帯」を対象として実施される、国の最も重要かつ基本的な統計調査。5年毎に実施。最新年は2015(平成27)年。

エリア別構想：前回の都市計画マスタープランでは、エリア別構想は「まちづくりプロジェクト」として表記。今回は、都市計画マスタープランの標準的な仕様に従った。

第 1 章 町の現状と都市計画の課題

1. 社会経済情勢の変化

現在の都市計画マスタープランが策定された 1999(平成 11)年以降、全国的な社会情勢として主に次のような動きがあります。

(1)人口減少・少子高齢化の進行

我が国では、現在、急速な人口減少と少子高齢化の進行が見られます。これら人口の変化は、労働力の不足や需要の変化などにつながるほか、年金・医療保険や行政サービス等に大きな影響を与えています。

まちづくりに関しては、住宅や店舗等の郊外立地に伴う、市街地の拡散と低密度化が進むなか、厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービス提供が困難となりかねない状況が生まれています。

このため、国においては、各地域が人口減少・少子高齢化社会の中で、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「**まち・ひと・しごと創生法**(2014(平成 26)年 11 月制定)」による計画策定と実施を促し、都市部においては、「**都市再生特別措置法の改正**(2014(平成 26)年 8 月一部改正)によって、コンパクトシティの形成による持続的な都市運営の実施条件を拡充してきています。

(2)車社会発展に伴い生じた弊害

車社会の発展は人々の社会的活動範囲の拡大に寄与した一方、郊外等への大型商業施設出店に伴う、地元小売店舗の減少や中心市街地の衰退を招くとともに、鉄道の廃線や路線バスの廃止、減便等、交通弱者の移動手段の減少を生み出しています。

それに加えて、若者の車離れと車を保有しない高齢世帯の増加は、公共交通の充実の必要性を拡大しています。

このため、国においては、中心市街地の活性化と公共交通の充実による歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指して、**まちづくり三法**(都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法)の見直し、都市再生特別措置法の改正(既出)、**交通政策基本法**の制定(2013(平成 25)年 12 月)を行っています。

(3)情報化社会の進展と住民ニーズの多様化

情報通信技術(ICT)の発展により、情報を獲得することや交流を促すことは飛躍的に高まりました。それによって、インターネットやスマートフォン等の普及に伴う生活の変化が起きています。

また、人びとの生活意識や価値観の多様化が進むだけでなく、滞在外国人の増加などによって、文化も多様化しつつあります。その一方、情報格差等も危惧されています。

【 解 説 】

まち・ひと・しごと創生法：

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、施策を総合的かつ計画的に実施するために制定。

都市再生特別措置法の改正：

コンパクトシティプラスネットワークを目指して、市町村が立地適性化計画を立案、施策の実施することを可能とした。

コンパクトシティ：

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

まちづくり三法：

土地利用を促進するための改正都市計画法、大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法(大店立地法)、中心市街地の活性化活動を支援する中心市街地の活性化に関する法律(中心市街地活性化法)の 3 つを総称して言う。平成 10～12 年に施行。2006(平成 18)年に一部見直し。

交通政策基本法：

我が国初の交通に関する基本法。「まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの維持・発展を通じた地域の活性化」等に交通政策の目標を記載するとともに、国及び地方公共団体の責務を定める。

(4) 自然災害の激甚化・広域化

近年、巨大地震の発生や度重なる集中豪雨等による大規模な被害の発生が頻発しています。とりわけ、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災の被害は甚大で、かつ、きわめて広範囲となり、自然災害の脅威とそれに対する備えの大切さが認識させられました。

これを受けて、国では予防対策の充実等を柱とした**災害対策基本法の改正**(2013(平成25)年6月)を行い、各自治体では、避難所・避難路の整備や**ハザードマップ**の作成等の防災対策の進行、住民の防災意識の高まりによる防災・減災対策の促進に取り組んでいます。

そのような中、2016(平成28)年4月に熊本地震が発生し、多大な被害を出したことで、予防及び避難対策の重要性が再認識されることとなりました。

(5) 地球環境問題の深刻化

エネルギーの多消費などが原因となって、砂漠化や海面上昇など気候の温暖化による影響、**オゾンホール**の拡大など、環境に関わる問題は地球規模にまで広がり、世界共通の課題となっています。

地球温暖化の主要原因とされている二酸化炭素を主体とする温室効果ガスの抑制に対しては、風力発電など新エネルギーの開発や省エネルギー自動車の開発・普及など、世界的にさまざまな対策が取り組まれているところです。

我が国は、温室効果ガスを削減するとともに、「**都市の低炭素化の促進に関する法律**(2012(平成24)年9月)」を制定し、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの低炭素まちづくり計画の策定を市町村に促しています。

また、水や食料不足への懸念、石油枯渇の問題や希少金属への需要の増大など、高度化した生活を支えるさまざまな資源に関する世界的問題が増大しています。食料については、食生活の変化やそれに対応した輸入食料の増大などにより、**食料自給率**が主要先進国中の最低水準となっています。

(6) 地域主体のまちづくりの高まり

地方分権一括法の施行(2000(平成12)年4月)及び制度の改正などにより、国と地方公共団体は対等の関係となり、権限移譲も進んでおり、市町村がその個性を活かしながら力を高めていくことが求められています。

それを受けて、公共施設や歴史資源等既存ストック等を活用した、地域主体のまちづくりの進展が見られます。また、まちづくりに対する住民意識の高まり、**NPO**や民間企業等のまちづくりへの参画の増加など、地域資源の活用と、住民・企業・行政が一体となったまちづくりも盛んになってきています。

【 解 説 】

近年の巨大地震：

1995(平成7)年：阪神淡路大震災
2004(平成16)年：新潟県中越地震
2005(平成17)年：宮城県南部地震
2011(平成23)年：東日本大震災
2016(平成28)年：熊本地震

災害対策基本法の改正：東日本大震災の教訓を受けて、広域対応、減災の考え方、避難者施設等の予防計画の充実等を改正。

ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲と程度、避難経路、避難場所などの情報を既存の地図上に表記。

オゾンホール：北極や南極の極地方ではほぼ円形状にオゾン濃度が低い領域ができること。オゾンホールの拡大は紫外線を透過し、地球温暖化の一要因とされている。

都市の低炭素化の促進に関する法律：まちづくりの観点から地球温暖化対策に資する施策の促進を定めたもの。認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減、都市機能の集約、公共交通機関の利用促進、緑・エネルギー資源の活用等からなる。

食料自給率：国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標。2015(平成27)年度の日本の食料自給率は39%(カロリーベース)。

地方分権一括法：国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等、全部で475本の関連法からなる。制定後、順次制度改正を実施継続中。

NPO：(民間非営利団体 non-profit organization) ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。1998(平成10)年12月施行の特定非営利活動促進法(NPO法)によって、法人格が与えられた。

2. 町の現状と町民意向

2-1. 町の現状

(1) 町の概況

本町は大阪府の南部に位置し、内陸部と大阪湾の5km沖合に位置する関西国際空港の一部（泉州空港中地区）からなります。本町の西北部は大阪湾に面し、その形状はおおむね一辺が1.5kmの四角形で、面積は約2.30km²です。このうち臨海部の0.4 km²はりんくうタウンや漁業施設用地として造成されたものです。

一方、1994(平成6)年9月に開港した関西国際空港は2期工事も完成し、町域である泉州空港中の面積が約3.32 km²であるため、現在の町の総面積は5.62 km²となっています。

本町は、この関西国際空港によって世界に開かれているほか、南海電鉄南海本線があり、町の中心部に近い吉見ノ里駅を起点とすると、大阪市の中心難波駅へは40分台、また和歌山市駅へは約30分の時間距離となっています。

また、自動車交通については、阪神高速4号湾岸線を利用することにより大阪市内には約40分、関西空港自動車道及び阪和自動車道の利用によって和歌山市内には約30分の時間距離となっています。

地形は全町にわたってほぼ平坦で、東側は泉佐野市に、西側は泉南市と接しています。河川は、東南部から中央部にかけて田尻川が流れ、南西部の泉南市境界に榎井川があります。

気候は、降水量が少なく温暖な瀬戸内式気候で、年平均降水量は1,085ミリ、平均気温は17.0度となっています。

2015(平成27)年の国勢調査では、人口8,417人、世帯数3,772世帯となっています。

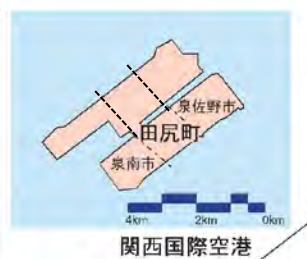
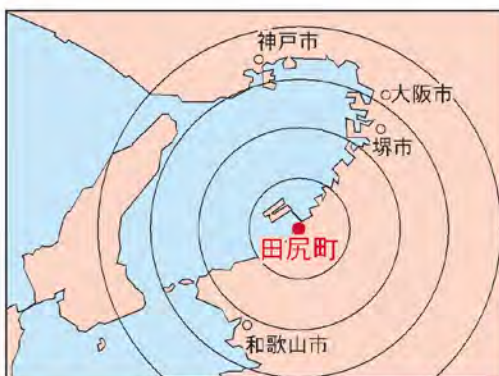
【 解 説 】

町の面積：関西国際空港及びりんくうタウンができる前の平成2年での町面積は1.92 km²であり、全国一面積の小さい自治体であった。現在は忠岡町の3.97 km²が最少である。

りんくうタウン：海上空港である関西国際空港の開業に合わせて、大阪府企業局などが空港対岸の沿岸部を埋立造成して誕生。総面積は約3.2 km²

人口規模：大阪府では、2番目に小さい人口となっている。最下位は千早赤阪村の5,378人(2015(平成27)年国勢調査)である。

■田尻町の位置



(2) 沿革とまちの発展経過

本町は、律令時代の条里地割が遺（のこ）されていることなど、早くから耕地開発が進んでいました。吉見、嘉祥寺は戦国期には和泉国における本願寺の拠点であったとされています。また、大坂と和歌山を結ぶ孝子越街道（府道鳥取・吉見・泉佐野線）に沿道の街並みが形成されました。

江戸時代は、米作が主の農業と漁業が主体でしたが、明治期に入り、たまねぎ生産を先駆けて開始し、泉州全体に普及するに至りました。また、大正期に入ってから紡績工場も著しく発展しました。

1889(明治22)年には町村制が施行され、吉見村と嘉祥寺村が合併して田尻村が生まれました。そして戦後の1953(昭和28)年には、現在の泉南郡田尻町となっています。

関西国際空港は、空港本島やりんくうタウンの工事が1987(昭和62)年に始まり、1994(平成6)年9月に開港しました。それにより、経済や国際交流化等本町のまちづくりに多様な影響を与えています。

【 解 説 】

条里：日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約109m間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。

本願寺：戦国期の本願寺は、民衆が支配者に対して展開した解放運動の支えとなり、社会変革の思想的原動力となる。この間に、教勢は著しく発展し、日本各地で強力な社会的勢力としての地位を得ていた。

孝子越街道：大坂と和歌山を結ぶ紀州街道から泉佐野で分岐した街道で、田尻、樽井、尾崎、淡輪と浜沿いを進み、孝子峠を越えて和歌山に至る街道である。田尻町の沿道には歴史的町並みが存在する。

■ まちの発展経過

1886(明治19)年

- 白砂青松の海岸線に平行する。旧街道沿いに吉見、嘉祥寺の2つの集落が立地しています。
- 南海鉄道は開通していますが、吉見ノ里駅はまだ開業されていません。



1949(昭和24)年

- 吉見、嘉祥寺のまちは工場の立地によりつながります。
- 旧国道26号、府道新家田尻線などを軸に、現在の市街地が、ほぼできて上がっています。



1981(昭和56)年

- 関西国際空港着工前の状況で、南海本線以北、海岸線まで市街地が連坦しています。
- 国道26号が整備されているほか、周辺市で市街化が進んでいます。



2005(平成17)年

- 関西国際空港開港後の状況で、りんくうタウン・田尻漁港が整備され、海岸線が一新されています。
- 内陸部では昭和40年代以降、市街地形態に大きな変化は見られません。



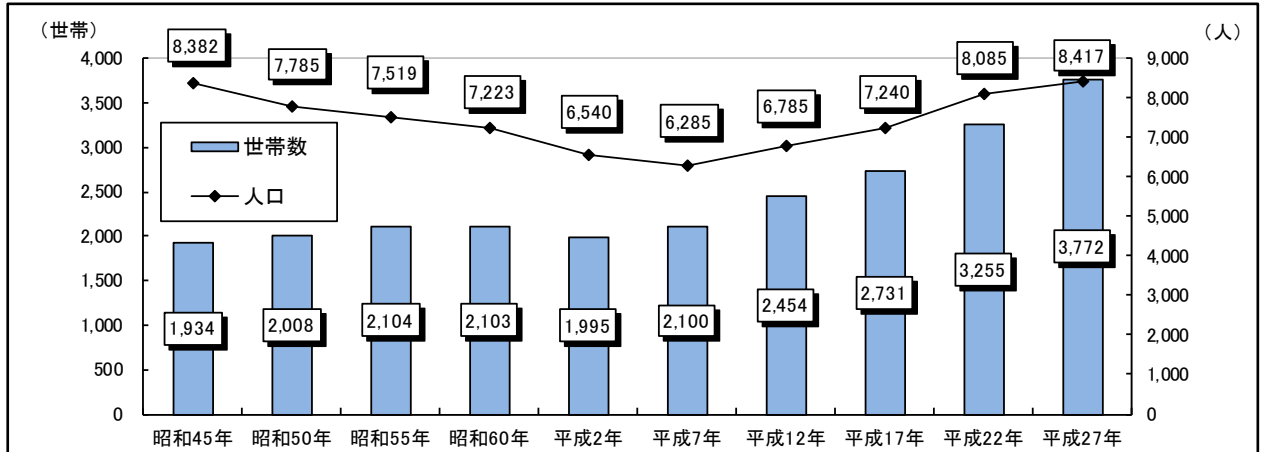
資料：国土地理院地図

(3)人口動向

①人口・世帯数の推移

本町の人口は、1965(昭和40)年代後半をピークにして、その後20年間減少を続けてきましたが、1995(平成7)年に増加に転じ、V字回復しています。それに伴い世帯数も増加し、2015(平成27)年には、人口世帯数とも過去最高となっています。

■人口・世帯数の推移



資料：各年国勢調査

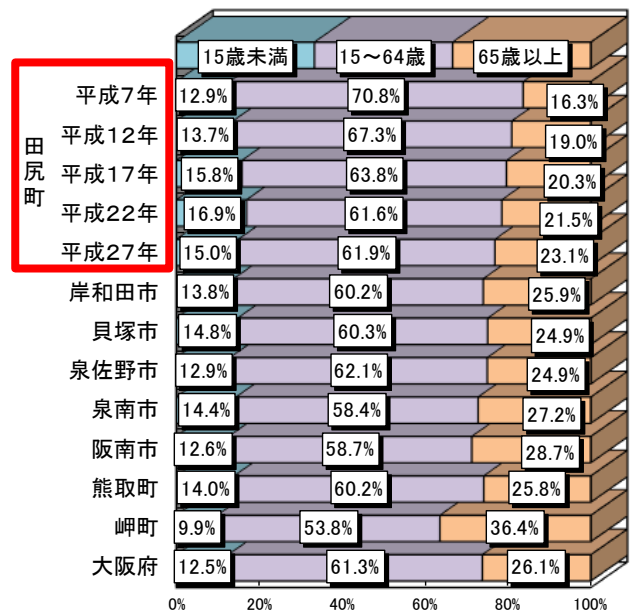
②年齢3階層人口の推移と周辺市町の状況

年齢別人口の推移を見ると、本町では15歳未満の年少人口の割合が増加していましたが、2015(平成27)年度に減少しています。

また、高齢者(65歳以上)人口の割合も増加しており、本町でも少子高齢化が進展しています。

ただし、周辺市町や大阪府平均と比べると、年少人口の割合は高く、高齢者人口割合は低い状況であり、現時点では比較的人口構成は良好と言えます。

■年齢3階層別人口



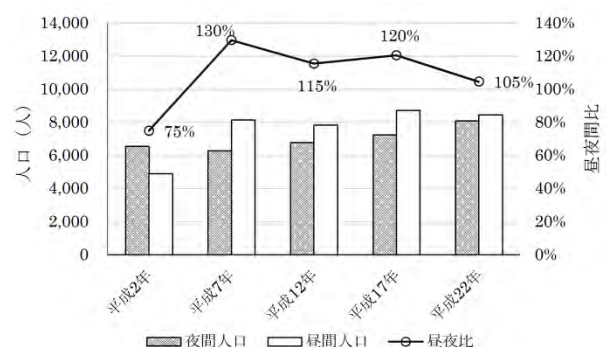
資料：各年国勢調査

③昼夜間人口の推移

昼夜間人口について、1990(平成2)年～2010(平成22)年までの経年変化を見ると、1995(平成7)年以降、昼夜間比が100%を超えるようになっていきます。これは、関西国際空港が1994(平成6)年に開港した影響によるものと考えられます。

なお、従業員の流出先は泉佐野市(803人)、大阪市(427人)、泉南市(331人)、岸和田市(147人)となっており、近隣市への流出が多い状況です。

■昼夜間人口の推移



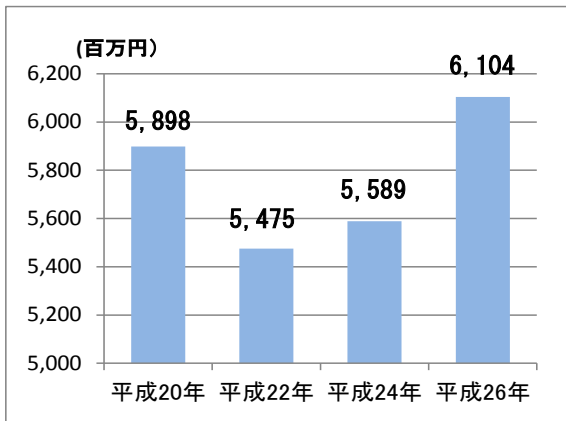
資料：各年国勢調査／2015(平成27)年は未公表

(4) 産業の状況

① 工業

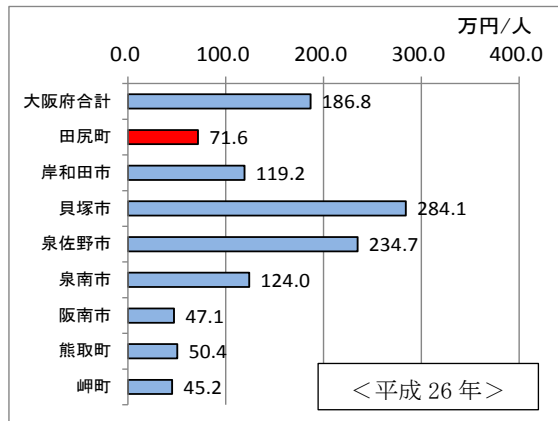
リーマンショック後の2010(平成22)年に減少した製造品出荷額は近年増加しており、2014(平成26)年には60億円を突破しました。周辺市と比べ、1人当たりの製造品出荷額は低いものの、周辺町の中では最も高くなっています。

■ 製造品出荷額の推移



資料：工業統計調査

■ 周辺市町での1人当たりの製造品出荷額



資料：工業統計調査/人口は大阪府統計データ

② 商業

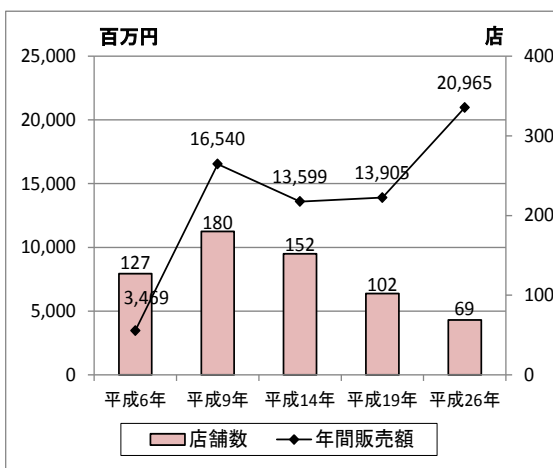
関西国際空港の開港に伴い、1997(平成9)年には、1事業所当たりの年間販売額が約130億円増加しました。増加した主な分類は、「飲食料品、その他小売業」となっています。年間販売額は一時期減少したものの近年増加しており、2014(平成26)年には、約200億円を突破しています。

中心性指数は、周辺と比べ高く、2.5を超えています。ただし、これらは関西国際空港や沿道商業施設による影響が大きいと考えられます。店舗数は減少しており、既成市街地の商業は衰退傾向にあります。

中心性指数：小売業における地元購買吸引力であり、1を超えるほど自らの市町村で購買していることとなる。

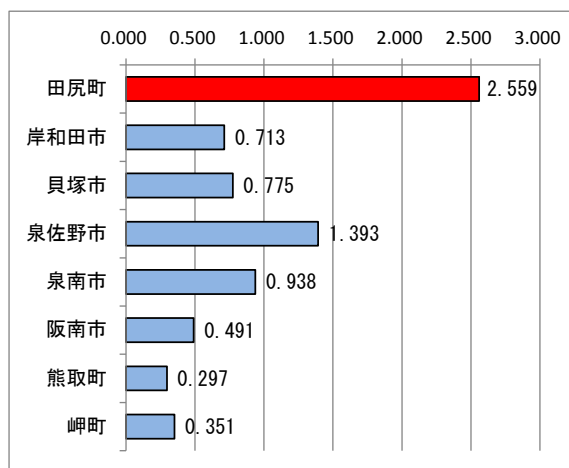
中心性指数＝(市町村の小売業年間販売額/市町村人口) / (大阪府内の小売業年間販売額/大阪府人口)

■ 年間販売額の推移



資料：商業統計調査

■ 周辺市町の2014(平成26)年における中心性指数



資料：商業統計調査/人口は大阪府統計データ

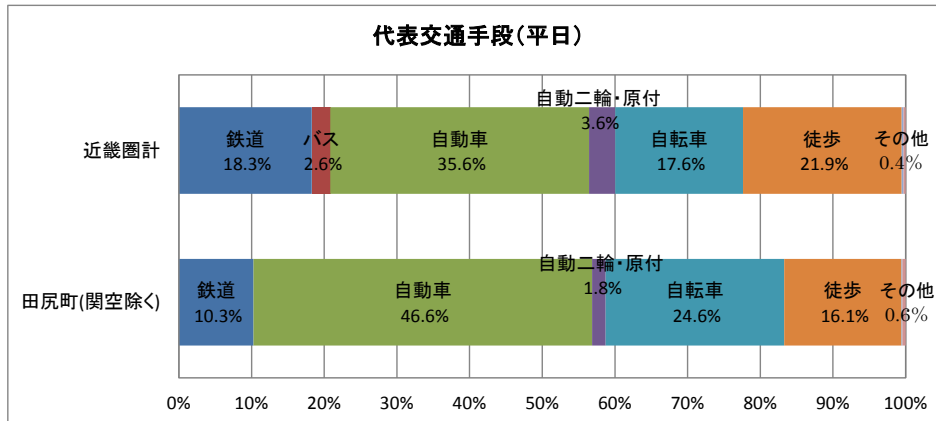
③ 第1次産業(農業・漁業)

農業は、耕作面積は小さいものの、単位当たりの生産額は高く、生産性の高い都市型農業が営まれています。漁業は、漁獲高の減少はありますが、日曜朝市や漁業体験などの観光漁業に取り組んでいます。

(5) 運輸・交通

2010(平成22)年の近畿圏PT調査による本町(関西空港部を除く)の移動に関する代表交通手段の比率を見ると、公共交通手段である鉄道が10.3%と近畿圏平均の18.3%の約半分である一方、自動車の比率が46.6%と高く、自動車依存型の交通状況であることがわかります。

■平成22年PT調査による代表交通手段



資料: 近畿圏 PT 調査(平成22年)

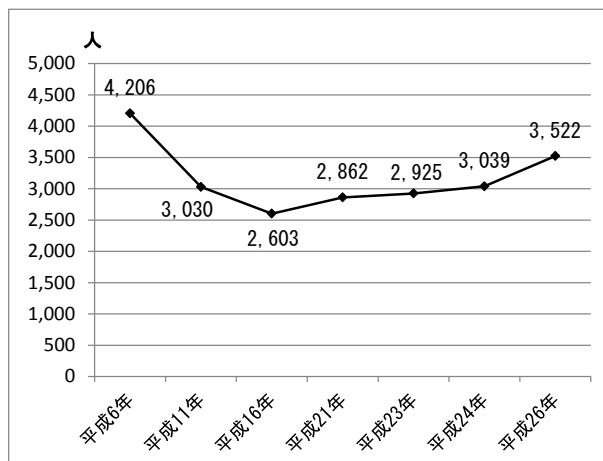
公共交通機関は、南海電鉄南海本線が本町中央部を横断しており、吉見ノ里駅が最寄駅となっています。南海吉見ノ里駅の乗降客数は、1994(平成6)年から一時は約2,600人まで減少しましたが、この10年間で千人近く増加しました。

路線バスは、JR及び南海空港線のりんくうタウン駅から田尻漁港や警察学校までの運行がありますが、利用者数は少ない状況です。

乗用車は2004(平成16)年に一度減少したものの年々増加していますが、増加数は小さくなっています。対して、1世帯当たりの乗用車保有数は年々減少しており、2014(平成26)年には約2世帯に1台となっています。

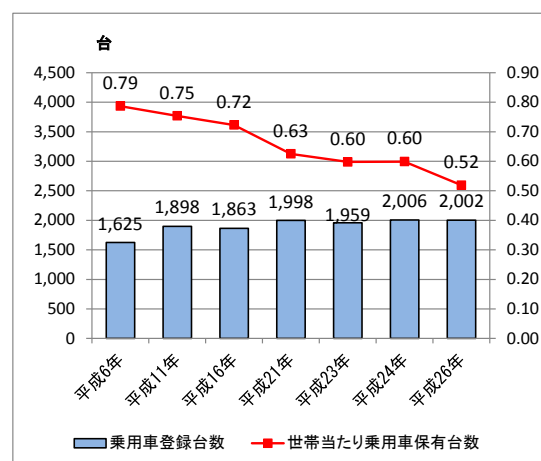
海の交通としては、田尻漁港が海の駅として来訪者用の係留施設及び付帯施設を備えています。

■吉見ノ里駅乗降客数の推移



資料: 大阪府統計データ

■乗用車・自動車登録台数の推移



資料: 大阪府統計データ

【 解 説 】

PT調査: パーソントリップ調査(パーソン=人、トリップ=動き)とは、「いつ」「どこから」「どこまで」「どのような人が」「どのような交通手段を利用して」移動したのかについて調査し、人の1日のすべての動きをとらえるもので、近畿圏の最新調査は平成22年に行われている。

代表交通手段: 一つのトリップでいくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段を代表交通手段という。主な交通手段の集計上の優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順としている。

公共交通機関: (public transport) 不特定多数の人々が利用する交通機関を指す。なお、タクシーについては、これを公共交通機関に含むという解釈と含まないという解釈がある。

海の駅: 「海から、誰でも、いつでも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える」ことを目的とした国土交通省により登録された船舶係留施設。田尻漁港は大阪府内で第1号の登録施設である。

(6) 土地利用

本町は大きく内陸部と関西国際空港部に分かれ、内陸部はコンパクトな町域の中に4つのエリアが階層的に連なっています。

[りんくうエリア]

大阪湾に面した「りんくうエリア」は、関西国際空港用地とほぼ並行して造成された埋立地であるりんくうタウンの一角であり、その歴史は15年と最も新しい町域です。

りんくうエリアは、東西方向には、マールビーチに代表されるりんくう公園の部分と、その内陸に造成された施設用地の部分に分けることができます。

広域幹線である主要地方道（新）泉佐野岩出線より内陸部は、田尻漁港より南の地区（りんくうポート南）に工場が立地するとともに、大阪府警察学校があります。田尻漁港より北の地区（りんくうポート北）では、外務省が所管する国際交流基金による関西国際センターが1997(平成9)年に開設されたほか、府営住宅や合同宿舎、商業・飲食施設などの複合的な利用が進みつつあります。

また、中心の田尻漁港では、「海の駅」をはじめ、日曜朝市や漁業体験などが開催され活気が生み出されています。

[既成市街地エリア]

「既成市街地エリア」は、西端はりんくうタウンに接する旧海岸線、東はおおむね南海本線の区域となります。

既成市街地エリアは、町役場、消防署田尻出張所、保育所、幼稚園、小学校、中学校などの公共施設、吉見ノ里駅などが集中する中心部を擁するとともに、これらの西に走る孝子越街道（府道鳥取・吉見・泉佐野線）沿道には、田尻歴史館（旧谷口家吉見別邸。愛称：愛らんどハウス）、嘉祥神社、春日神社などの文化施設や泉州玉葱栽培の祖碑など歴史的風景が残っています。

また海岸部では田尻漁港が発達するだけでなく、近代には繊維産業もこの既成市街地を中心に発展し、その工場跡地には住宅開発が進むなど新しい街並みが形成されています。

住宅の多くは密集し、老朽化するとともに高齢の居住者も多く、将来の空き家の増加や救急時・災害時での対応力の弱さなどが懸念されます。

[市街地形成エリア]

「市街地形成エリア」は、南海本線の吉見ノ里駅の東に広がり、駅に至近の市街地として市街化が進行している地区で、地区計画を指定し、良好な住環境の形成を進めています。

りんくう公園



田尻漁港の朝市



りんくう施設（関西国際センター）



愛らんどハウス



孝子越街道



市街地形成エリアの状況



〔緑の保全エリア〕

「緑の保全エリア」は、南海本線の東側を中心にして、町域の東端にまで広がっており、かつて「吉見早生」として知られたたまねぎの産出などによって、長く人びとの暮らしと町の経済を支えてきました。またここには尾張池・夫婦池のため池が豊かな水面を見せているとともに、農地の間に田尻川や複数の用水路があり、うるおいのある環境を提供しています。

農地の景観



夫婦池



田尻川

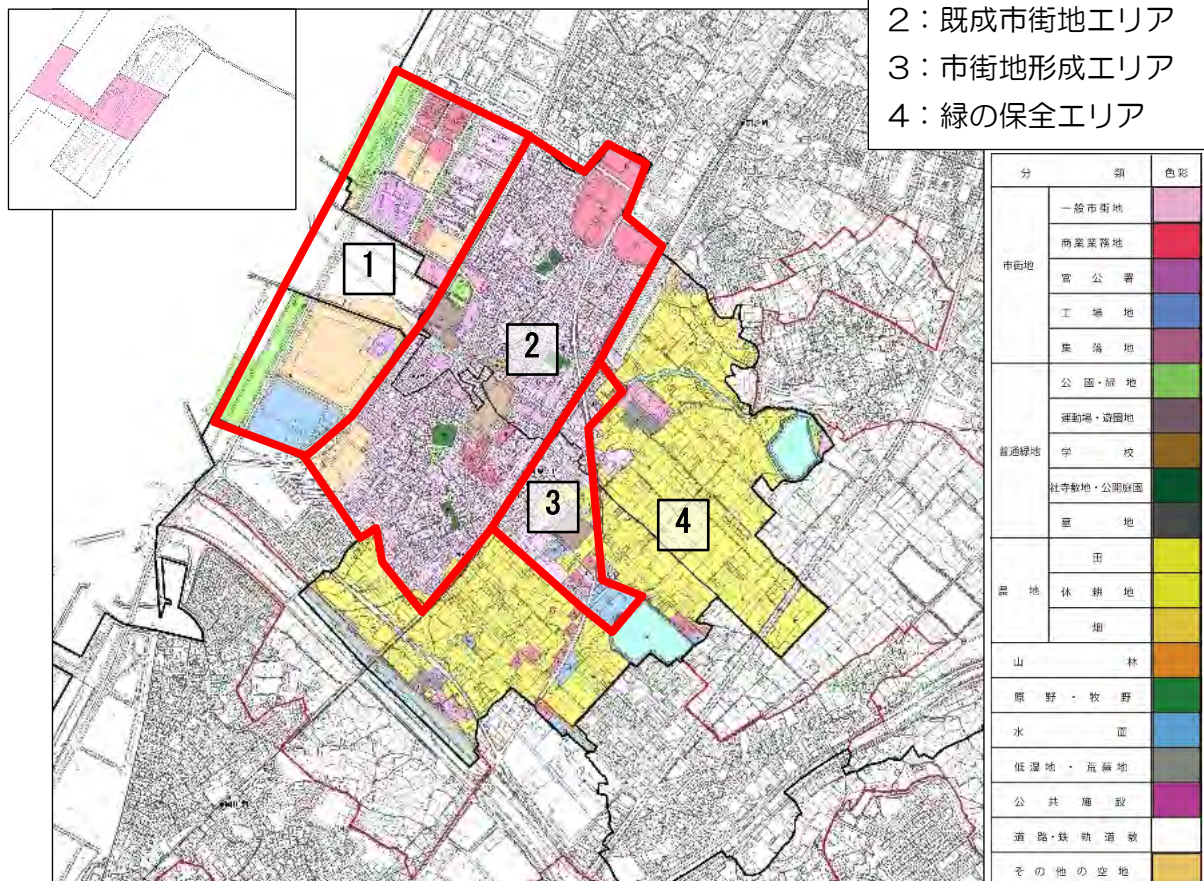


〔土地利用現況〕

本町全体での土地利用は、面積としては、半数以上を関西国際空港島（空港として利用）が占めています。

関西国際空港島以外では、市街地と農地や水面、公園などを合わせた面積がほぼ同じくらいあり、多くの自然に恵まれています。またりんくうエリアの未利用地は、警察学校などが建設され、現在ほぼ土地利用が図られています。

■土地利用現況図



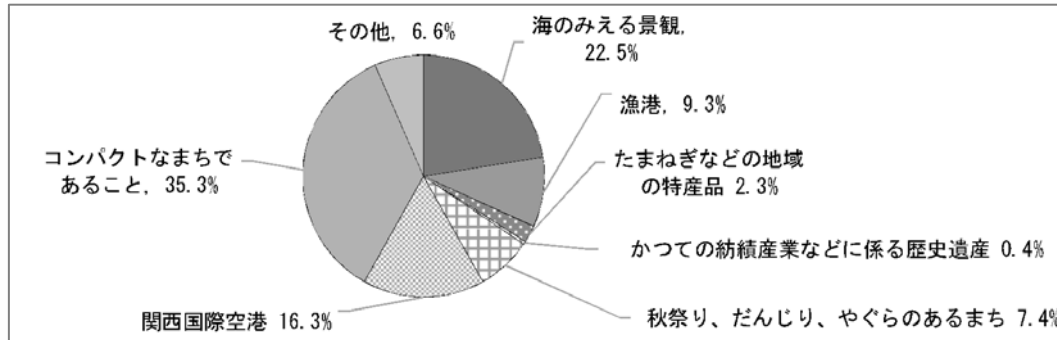
資料 都市計画基礎調査（2010(平成22)年）

2-2. 町民意向

2015(平成 27)年度に策定された「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、本町のまちづくりの将来方向についてのアンケートが実施されており、その結果より町民意向を把握すると次のようになります。

- ・本町に居住し続けたいと考える割合は 68%と比較的高い。
- ・日常の買い物で自家用車を利用する割合は 6 割程度と多い。
- ・田尻町の良いところは「コンパクトなまち」「海の見える景観」などが多い。

■田尻町の良いところ



資料：「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」アンケート

- ・町の人口減少に対して「なるべく歯止めをかける」または「現状維持」の回答が多い。
- ・将来像は「健康と福祉のまち」が最も多く、次に「良好な住宅地」「教育文化のまち」など。
- ・施策の重要度は高いが満足度の低い項目は、「子育てのしやすさ」、「救急医療施設の存在」、「交通利便性の良さ」、「生活利便施設の立地等」など。

■施策の重要度と満足度

重要度が高く満足度が低い項目（今後の課題）

B次世代育成 1	子育てがしやすい
C健康づくり 2	救急医療機関が身近にある
F安全・安心	火災や風水害に対して生活基盤が整っている
H都市整備 2	交通利便性がよい
H都市整備 3	公共交通機関で通勤・通学・医療施設やスーパーなどに行ける
H都市整備 5	施設、公園が整備されている
Jその他 4	生活利便設備が近くにある

重要度が高く満足度も高い項目

B次世代育成 2	児童の医療福祉サービスが充実している
C健康づくり 1	かかりつけ医が近くにある
E高齢社会・障害者福祉	高齢者や障害者にとって住みやすい生活基盤が整っている

重要度が低く満足度は高い項目

D地域・社会の支え合い	良好な地域コミュニティが維持される
G自然・環境保全	自然環境が豊かである
H都市整備 1	景観がよいまち並みである
I歴史文化	地域の文化が発信されている
Jその他 1	のんびり暮らせる雰囲気がある
Jその他 2	職場が近くにある

重要度が低く満足度も低い項目

A生涯学習	生涯学習、文化活動が充実している
H都市整備 4	にぎわいのある市街地がある
Jその他 3	働く場が近くにある

資料：「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」アンケート

3. 上位・関連計画

3-1. 大阪府の動向

大阪府では、上位計画等において、本町の都市計画に対し特に影響のある内容として以下のよう
にまとめています。

南部大阪都市計画区域マスタープラン（2011(平成23)年3月策定/2016(平成28)年3月一部改定）

【対象区域】南河内地域・泉北地域・泉南地域（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、
熊取町、田尻町、岬町）

【目標年次】2020(平成32)年

【基本理念】○大阪の特性・魅力を活かした土地利用

○人と自然が共生する土地利用

○多面的な価値を活かした土地利用（民有地の公益的な利用）

本町の土地利用計画に関連する、区域区分（線引き）の変更について、基本的な考え方として以
下のように示しています。

- ・本格的な人口減少社会の到来等、社会経済情勢の変化を踏まえ、行政投資を効率的に行い、都
市活力を維持するため、これまでの成長社会に対応した住宅系市街地拡大の方針を転換し、拡
大を抑制することを基本とする。
- ・市街化区域への編入は特に必要なもののみ行うこととし、必要最小限の区域とする。
- ・市街化区域のうち、計画的な市街地整備の見込めない区域は、市街化調整区域への編入を進め
る。

3-2. 大阪府都市計画審議会の答申

大阪府における都市計画のあり方（2016(平成28)年2月）

この中で、今後の都市づくりには、これまで都市づくりで蓄積された多様な都市機能やサービ
スを活かす、「都市の成熟化に対応した都市づくり」を進めるべきであり、その基本的な考え方とし
て次の3つを示しています。

《大阪都市圏の都市構造》

行政界や都市計画区域などの既存の枠組みにとらわれることなく、より広域的な視点で都市づく
りを計画すべきである。

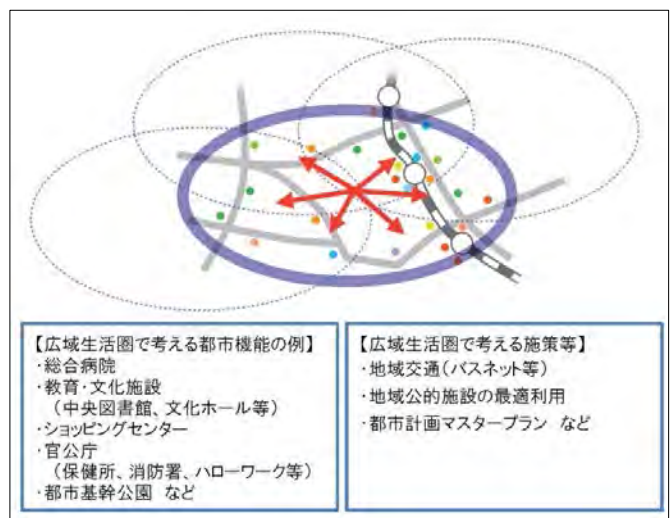
《高次都市機能ネットワーク型の都市構造》

既存ストックを活かし、アクセス性を
高めることで、概ね1時間圏で多様な都
市機能を選択できるより質の高い都市
づくりを進めることができる。

《広域生活圏の都市構造》

鉄道駅等の拠点を中心とした圏域に
おける都市構造の集約配置だけではな
く、それぞれの都市機能へのアクセス性
を重視することにより、生活者の多様な
ニーズに対応したネットワーク型都市
づくりを進めることができる。

■広域生活圏の都市構造概念図



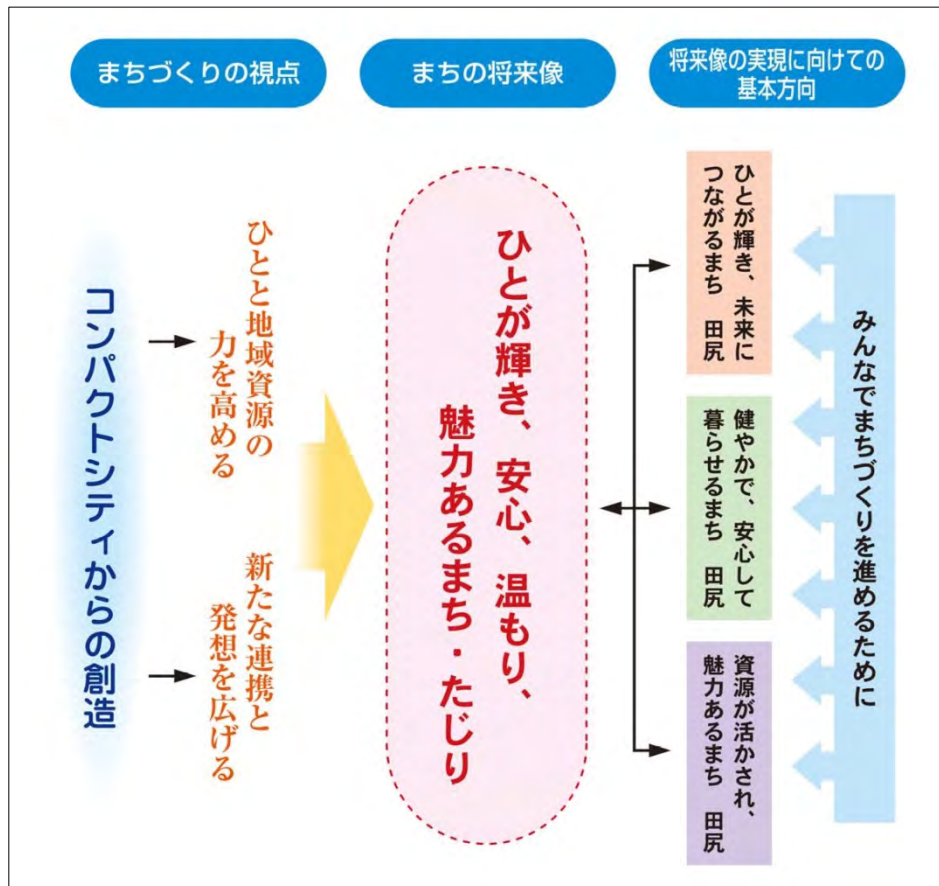
資料：大阪府における都市計画のあり方(答申)

3-3. 本町の動向

本町の上位計画は「第4次田尻町総合計画」となります。関連計画としては2015(平成27)年度に策定された「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「田尻町人口ビジョン」があります。さらに近年の本町の都市整備に関する動向を取りまとめると次のようになります。

(1) 第4次田尻町総合計画(2010(平成22)年11月策定/目標年次:2019(平成31)年度)

【まちづくりの視点、まちの将来像、将来像の実現に向けての基本方向】



【施策の大綱】※関連事項のみ抜粋

○資源が活かされ、魅力あるまち田尻

・都市整備

住民や来訪者の利便性や安全性の向上に向けた道路・交通体系の維持・充実、快適で安全な居住環境と産業・文化を生み出す魅力ある市街地の形成、良好な市街地景観の創出などを図る。また、だれもが利用しやすい魅力ある公園づくりを進めるとともに、緑化活動を促進し、にぎわいと憩いの場の充実を図る。

・生活環境

安全・安心・安定した水の供給に努めるとともに、下水道施設の適正な管理運営、水洗化のさらなる促進、ごみの減量化やリサイクルの促進などに努め、美しく暮らしやすい生活空間の実現と循環型社会の構築をめざす。

(2) 田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016(平成 28)年 3 月策定/目標年次: 2019(平成 31)年度)**【基本目標】**

- 若者の人口流入を確保し、地元定着を促進する。
- 子育て環境等の整備により、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- 確かな地域の連携がある暮らしやすいまちをつくる。
- 地域の資源を活かして活発な交流活動を促進する。

【まちづくりの視点】

コンパクトシティという理念をさらに発展させ、田尻であるからこそできる将来にわたって発展・維持が可能な魅力あるまちづくりを創造していく。

○ひとと地域資源の力を高める

「ひと」と「地域資源」を本町の発展に欠かせない貴重な財産ととらえ、まちづくりの主役となる「ひと」の力を高め、また既に有している「地域資源」の価値を改めて発見・評価し、その潜在力を活かす。

○新たな連携と発想を広げる

コンパクトである本町の良さを活かし、みんながまちのことを考え、互いに協力する機会を広げ、魅力あるまちづくりを実現する。

(3) 本町の近年の都市整備に関する動向

近年の本町の都市整備に関する動向を取りまとめると次のようになります。

- 田尻漁港周辺における朝市開催などによるにぎわいの創出 (1994(平成 6)年)
- 関西国際センターの開設 (1997(平成 9)年)
- りんくう北・南地区への工場等整備 (2004(平成 16)年～2015(平成 27)年)
- 紡績工場跡地の住宅開発及び住宅建設 (2004(平成 16)年～2007(平成 19)年)
- 田尻漁港の「海の駅」の登録指定 (2005(平成 17)年)
- 府営吉見住宅のりんくう北地区への移転建替え (2005(平成 17)・2006(平成 18)年)
- 関西国際空港 2 期島の完成及び空港関連施設整備に伴う市街化区域の編入 (約 60ha) (2009(平成 21)年～2016(平成 28)年)
- 大阪府警察学校の開設 (2013(平成 25)年)

田尻スカイブリッジ



関西国際空港第 2 ターミナル



府営住宅



4. 都市計画の現状とまちづくりの課題

4-1. 都市計画の現状

本町では、無秩序な市街地の拡大防止、適切な土地利用の誘導、道路・公園・下水道など根幹的な都市施設の整備などを都市計画として進めています。

都市計画としては、1971(昭和46)年に泉佐野市と一体の**都市計画区域**を定め、1973(昭和48)年に**市街化区域**、**市街化調整区域**並びに**用途地域**を定めました。

2004(平成16)年4月に大阪府の都市計画区域が42区域から4区域に再編され、現在は**南部大阪都市計画区域**に属しています。

(1) 市街化区域・用途地域

本町の市街化区域及び用途地域の指定状況は次のとおりです。12種類ある用途地域のうち、指定されているのは5種類で、第一種住居地域と準工業地域が計255.4haと指定面積の89.8%を占め、**比較的緩やかな土地利用規制となっているのが特徴です。**

近年の状況では、関西国際空港2期島整備に伴い、市街化区域が約57ha 増加しました。増加分の用途地域は、全て準工業地域です。

既成市街地(内陸部)は、市街化区域、用途地域とも変更はありません。

■市街化区域と用途地域の変化

項目	平成 11 年	平成 28 年	増減
市街化区域	227.7ha	284.4ha	+56.7ha
第二種中高層住居専用地域	22.0ha	22.0ha	0.0ha
第一種住居地域	72.0ha	72.0ha	0.0ha
近隣商業地域	1.9ha	1.9ha	0.0ha
準工業地域	126.7ha	183.4ha	+56.7ha
工業地域	5.1ha	5.1ha	0.0ha

資料：町都市政策課調べ

【 解 説 】

都市計画区域：都市計画法第5条で、「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」とされている都市計画の最も基本となる区域。都道府県が指定する。

市街化区域：都市計画法に基づき指定される「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」。

市街化調整区域：都市計画法に基づき指定される「市街化を抑制すべき区域」。

用途地域：都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。用途地域は土地利用の純化を目的としているが、住居地域(第一種、第二種)、準工業地域は建築物規制が緩やかになっている。

南部大阪 都市計画区域：区域は、南河内地域・泉北地域・泉南地域(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)

(2) 都市施設

①道路

本町の都市計画道路は、広域幹線に相当するものが多く、また、本町の外郭線に構成されており、全ての道路が他市町村との連担道路となっています。

なお、都市計画道路は全て整備済となっています。

■都市計画道路の整備状況

路線番号	名称	幅員	町内延長	整備状況
3・3・213-4	国道26号線	25m	210m	整備済
3・4・213-10	堺阪南線	11~25m	1637m	整備済
3・2・228-10	泉佐野田尻泉南線	23.8~37.5m	1260m	整備済
3・2・213-3	泉佐野田尻泉南線	23.8~37.5m	1376m	整備済
3・2・213-16	羽倉崎嘉祥寺線	14m	150m	整備済
3・5・228-12	岡田吉見線	12~21m	1048m	整備済

②公園・緑地

本町の都市計画公園・緑地は、船岡公園を除いて、りんくう地区整備に伴って計画・整備されたものです。船岡公園は地区公園ですが、泉佐野市の区域とまたがって指定されています。りんくうタウンにある都市計画緑地は全て整備済ですが、りんくう公園については一部供用となっています。船岡公園は長い期間未整備となっていることから、実現性へ向けて泉佐野市とも協力しながら、区域の見直しの検討が必要となっています。

【 解 説 】

りんくう公園：りんくうタウンの海沿いに細長く広がる面積 61.2ha（うち泉佐野市 15.8ha、田尻町 3.3ha が開設）の海浜公園。泉佐野市、田尻町、泉南市にまたがる大阪府の施設である。

■都市計画公園・緑地の整備状況

番号	名称	公園種別	面積 (ha)	整備状況・備考
第 4・4・362-4 号	船岡公園	地区公園	5.2	未整備・泉佐野市と共有 全面積 7.1ha
第 362-17 号	りんくう嘉祥寺北緑地	都市計画緑地	0.2	整備済
第 362-18 号	りんくう嘉祥寺中緑地	都市計画緑地	0.2	整備済
第 362-19 号	りんくう嘉祥寺南緑地	都市計画緑地	0.5	整備済
第 362-20 号	りんくう吉見北緑地	都市計画緑地	0.3	整備済
第 362-21 号	りんくう吉見南緑地	都市計画緑地	0.3	整備済
第 0-2 号	りんくう公園	広域公園	7.5	一部供用

③公共下水道

本町の公共下水道は、整備の進捗に努めた結果、2001(平成13)年度中に市街化区域の整備を終え、普及率もほぼ100%（下水道普及率 田尻町：97.4%〔2016(平成28)年3月現在〕）となっています。市街化調整区域の下水道については、開発計画の動向により整備の検討を行っていく予定です。

④火葬場

田尻町火葬場が面積380㎡で計画決定され、整備済となっています。

(3) 地区計画等

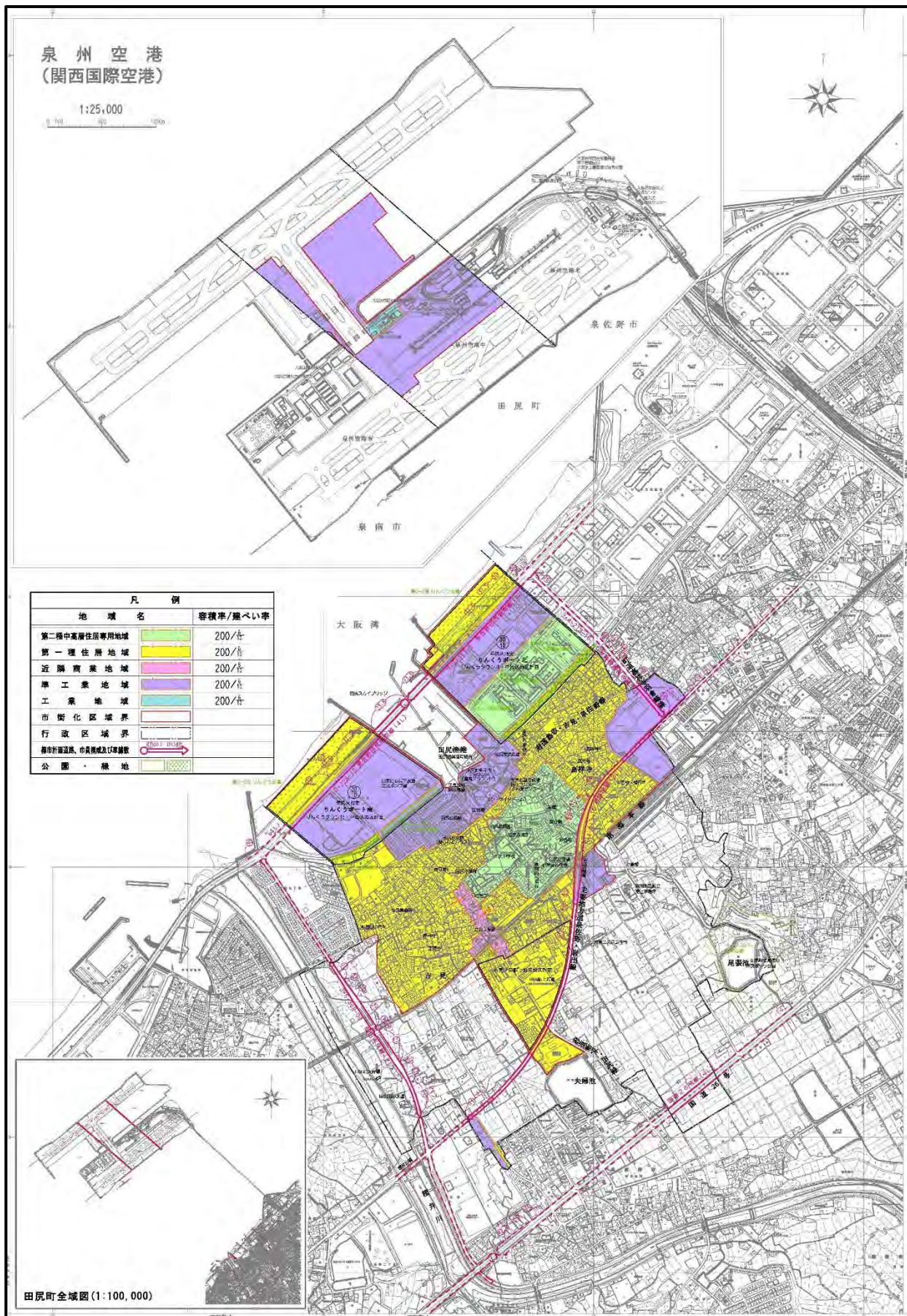
本町では、無秩序な市街地の形成を避けるため、「りんくうタウン北・中地区」「吉見ノ里駅上地区」の両地区で地区計画を定めています。

地区計画で定めている事項は次のとおりです。

地区計画：都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。規制項目として、建築物の用途や形態・意匠の制限、容積率・建ぺい率制限、敷地面積・建物高さ・壁面の位置等の制限を含めることが出来る。

名称	計画目標・土地利用方針	定めている事項	整備状況等
りんくうタウン北・中地区 地区計画 (約 42.1 ha)	・りんくうタウンの開発理念にふさわしい機能、環境、形態を備えた 21 世紀を先取りする産業の集積と、これを核とした複合的なまちづくりを図る。 1. 複合型生産施設地区 2. 臨空都市住宅地区	【地区施設】区画道路(9 路線) 緑地(3 か所) 【建築物等に関する事項】 ・建築物等の用途の制限 ・建築物等の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限	・りんくうタウンの整備計画に基づき、整備・誘導がほぼ完了している。
吉見ノ里駅上地区 地区計画 (約 7.5ha)	・本町の中央部に位置し、玄関口である吉見ノ里駅に近接していることから、今後市街化が急速に進行すると考えられるため、開発行為等を適切に誘導し、計画的で魅力ある住宅地の形成を図る。	【地区施設】地区施設道路(3 路線) 【建築物等に関する事項】 ・建築物等の用途の制限 ・建築物等の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・かき又はさくの構造の制限 ・建築物等の形態又は意匠の制限	・地区計画に従い、整備・誘導を進めている状況である。

■都市計画総括図（2016(平成28)年）



4-2. まちづくりの課題

社会経済情勢の変化、現状と町民意向から本町のまちづくりの問題点を整理し、本町の特性に対応したまちづくりの課題を設定します。

①コンパクトである特性を活かした持続可能なまちの経営

生活や子育てをするうえでは、本町の特性であるコンパクトにまとまった市街地は、利便性が高く理想的な形であります。

しかしながら、まちの顔となるべき地区がないことや、車を使わなくても徒歩や自転車で町域全てを回れる特性が活かしきれていません。また、新たな住宅や施設を整備するための用地が市街化区域には不足していることから、人口を維持するため子育てに関する施設の充実や新たな住宅用地が必要であるとともに、生活の全てを充足する施設については、他市町との連携が欠かせません。

一方、少子高齢化や公共施設の老朽化に伴い今後財政負担が増加することから、健康づくりによる医療費抑制や既存ストックを活用し自律的で効率的な行政運営を図る必要があります。

以上から、本町のコンパクトな特性を活かした持続可能なまちの経営を進める上では、次のような課題があります。

- ・まちの中心である吉見ノ里駅周辺の顔づくりとイメージの確立
- ・徒歩や自転車による移動で町域全てを回れる特性を活かした健康で利便性の高いまちづくりの実現
- ・人口を維持するために必要な子育てに関する施設の充実や新たな住宅用地の確保
- ・周辺市町との連携による施設活用の検討と、そこまでの効率的な移動手段の確立
- ・公共施設等既存施設の長寿命化や空家・空地の活用

②魅力あるまちづくりを実現するための地域資源の活用

本町には、旧来からの水や緑、農地等の自然や歴史資源に加え、関西国際空港とりんくうタウンの整備による新たな資源が凝縮しており、これを活かしたまちづくりを進めることで本町の魅力向上につながります。

また、田尻漁港周辺で交流の場が形成されていますが、田尻漁港周辺の施設と町内の他の施設及び他市町との連携が十分でないなど、交流機能が活かしきれていません。

一方、市街化調整区域の農地の良好な自然環境や美しい景観は今後も保全することが重要ですが、高齢化等による農業従事者の減少により休耕地の増加も考えられることから、農業生産環境の向上を図る必要があります。

以上から、本町の地域資源を活用し魅力あるまちづくりを実現していくためには、次のような課題があります。

- ・住民や来訪者が交流できる田尻漁港周辺の交流拠点の充実
- ・集客力がある田尻漁港周辺と田尻歴史館など資源のさらなる活用
- ・地域資源の保全と活用によるたじり独自の美しい景観の形成
- ・自然環境の保全と共存
- ・食料供給の場となる農地の充実と「地産地消」の推進

③安心して暮らすための防災・防犯対策の充実

本町は大阪湾に面しており、大地震による津波への対策は必須です。また、既成市街地は密集住宅地であり、火災発生による延焼も考えられるなど防災対策は十分とは言えません。

一方、本町はコンパクトなまちであり、お互いの顔が見えるまちとしての特性があることから、この特性を活かした災害発生時の協力体制や防犯に対する備えが必要です。

以上から、安心して暮らすための防災・防犯対策の充実を実現していくためには、次のような課題があります。

- ・地震や津波発生時における具体的な安全・安心対策の実現
- ・既成市街地における密集住宅地の改善
- ・普段からお互いの顔が見えるコミュニティの形成

④協働によりみんなでつくるまちづくりの仕組みづくり

本町のコンパクトなまちの特性は、自律的なまちの経営を進める中で求められる、町と住民・事業者・団体等が協働で進めるまちづくりの条件には恵まれているといえます。

近年本町でも、「田尻川クリーン作戦」等、住民や団体等が中心となり進めている活動等が見られますが、地域資源活用と協働のまちづくりは十分ではありません。

今後、協働によるまちづくりが、本町をより魅力あるまちと、また持続可能なまちづくりを実現していくと考えられます。そのための仕組みづくりが大切と考えられます。

一方、近年増加するインバウンドへの対策の重要性が叫ばれる中で、関西国際空港がある本町だからこそ行えるインバウンドとの交流促進が重要と思われます。

以上から、協働による住民みんなのまちづくりを実質化していく仕組みづくりのため、次のような課題があります。

- ・行政と住民や事業者、団体等との協力体系の実質化
- ・住民や事業者、団体等が、維持・管理を含めたまちづくりへ参画する機会の拡充
- ・住民と来訪者との交流機会の拡充（インバウンド対策）

第2章 全体構想

1. まちの将来像

1-1. まちづくりの視点と将来都市像

(1) まちづくりの視点

本計画の改定の背景と課題より、本町の進むべき方向としてのまちづくりの視点を、次のように設定します。

【まちづくりの視点】

○田尻らしいコンパクトシティによる持続的なまちの経営へ

小さなまちの特性を活かした、持続的なまちの経営実現のために、人口の維持と一層の施策の充実を目指したまちづくりを進めていきます。

○田尻らしい地域資源を活かした都市魅力の向上へ

本町の地域資源の保全や活用により、都市魅力の向上を図る地域主体型のまちづくりを進めていきます。

○田尻らしいコミュニティを活かした安全・安心のまちづくりへ

お互いの顔が見えるまちの特性を充実させ、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めて行きます。

○田尻らしい協働の力でみんなでつくるまちづくりへ

協働で進めるまちづくりを行う上で、恵まれた条件を活かし、みんなが一体となる協働のまちづくりを進めて行きます。

(2) 将来都市像

現在、本町では2019(平成31)年度を目標とした「第4次田尻町総合計画」に基づき、まちづくりを進めています。「第4次田尻町総合計画」は、「第3次田尻町総合計画」で掲げたコンパクトシティという理念をさらに発展させ、本町であるからこそできる将来にわたって発展・維持が可能な魅力あるまちを創造していこうとするもので、まちの将来像として「ひとが輝き、安心、温もり、魅力あるまち・たじり～コンパクトシティからの創造～」を掲げています。

上位計画である「第4次田尻町総合計画」に即し、本計画で目指す方向とも合致していることから、将来都市像を「第4次田尻町総合計画」と同様とし、次のとおりとします。

【まちの将来都市像】

**ひとが輝き、安心、温もり、魅力あるまち・たじり
～コンパクトシティからの創造～**

【 解 説 】

まちづくりの視点の考え方：第4次田尻町総合計画では、まちづくりの視点として次の2点をあげています。

「ひとと地域資源の力を高める」「新たな連携と発想を広げる」

本計画では、より具体的な視点として

「持続的なまちの経営」

「地域資源を活かした都市魅力の向上」

「協働の力で安全・安心の確保」

と設定しました。

将来都市像の考え方：改定の視点や方針が合致しており、あえて変更する必要が認められないので、今回の都市計画マスタープランにおいて「第4次田尻町総合計画」の将来像を踏襲しました。

ちなみに、「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来像も、「第4次田尻町総合計画」の将来像を踏襲しています。

1-2. まちづくりの基本目標

将来都市像を実現するまちづくりの基本目標を、上位計画等を参考にしながら「まちづくりの課題」に即して設定します。

【基本目標1：本町のコンパクトな特性を活かした住みよいまちづくり】

生活がしやすいコンパクトにまとまったまちとしての優位性を最大限に活かした、住みよいまちづくりを目指します。

◆本町の核となる顔づくり（目標1-1）

まちの核を形成するため、まちの中心であり他市町との連携の拠点となる吉見ノ里駅周辺の顔づくりを推進します。

◆住民や来訪者が歩いて暮らし健康で楽しむネットワークづくり（目標1-2）

徒歩や自転車による移動で町域全てを回れる特性を活かし、住民や来訪者が歩いて暮らし健康で楽しむネットワークづくりを図ります。

◆人口維持のための新たな住宅地づくり（目標1-3）

将来の人口維持のため、自然や農地との共生に留意しながら、市街化調整区域における緑と調和した市街地形成の検討を進めます。

◆生活や子育て・教育環境を支える施設の充実と移動手段の向上（目標1-4）

生活や子育て・教育環境を充実する上で必要な施設（公共施設等）の一層の充実を図るとともに、周辺市町の施設利用や移動手段の向上等を他市町との連携を通じて図っていきます。

◆既存ストックの保全と活用で目指す健全なまちの経営（目標1-5）

公共施設等の長寿命化や空家・空地の再利用など既存ストックを活用するとともに、子育て環境、教育環境の充実など住民の生活要望に応えつつ、健全なまちの経営を目指していきます。

【基本目標2：大切な地域資源の保全と活用による魅力あるまちづくり】

今ある地域資源の保全を図るとともに、これら地域資源を活用することで、誰もが訪れたい魅力あるまちづくりを目指します。

◆田尻漁港周辺を活用した交流拠点づくり（目標2-1）

田尻漁港や周辺施設及び新たな施設の整備により、交流の核となる拠点づくりを推進します。

◆本町の自然や歴史を活かした潤いある住環境と景観づくり（目標2-2）

集客力がある田尻漁港周辺や田尻歴史館など資源のさらなる活用を通じて本町の魅力を高めるとともに、地域資源の保全と活用によって、たじり独自の美しい景観の形成を図ります。

◆貴重な本町の地域資源・環境と共生するまちづくり（目標2-3）

コンパクトな町内に多く残る自然環境・農地等の保全を図るとともに、市街地との共存を目指したまちづくりを推進します。特に、貴重な農地はみどりの一部として位置づけるとともに、食料供給の場として充実し「地産地消」を推進していきます。

【基本目標3：お互いの顔が見える安全・安心なまちづくり】

本町のコンパクトなまちである特性を活かし、お互いの顔が見える安全・安心なまちづくりを目指します。

◆さまざまな災害に対応した安全に暮らせるまちづくり（目標3-1）

大地震や津波への対策だけでなく密集住宅地の改善を進める等、さまざまな災害に対応した安全対策を推進します。

◆小さなまちとして行き届いた安心して暮らせるまちづくり（目標3-2）

普段からのコミュニケーションを充実させることで、災害発生時の協力体制だけでなく、まちのみんなで防犯意識を高めるまちづくりを推進します。

【基本目標4：まちにかかわるみんなでつくる協働のまちづくり】

コンパクトなまちであるからこそ、持続的なまちづくりを進めて行くためには、行政だけでなくまちにかかわる皆さんの協力が重要であることから、みんなでつくる協働のまちづくりの推進を目指します。

◆住民・事業者・団体等との協働のまちづくりの仕組みづくり（目標4-1）

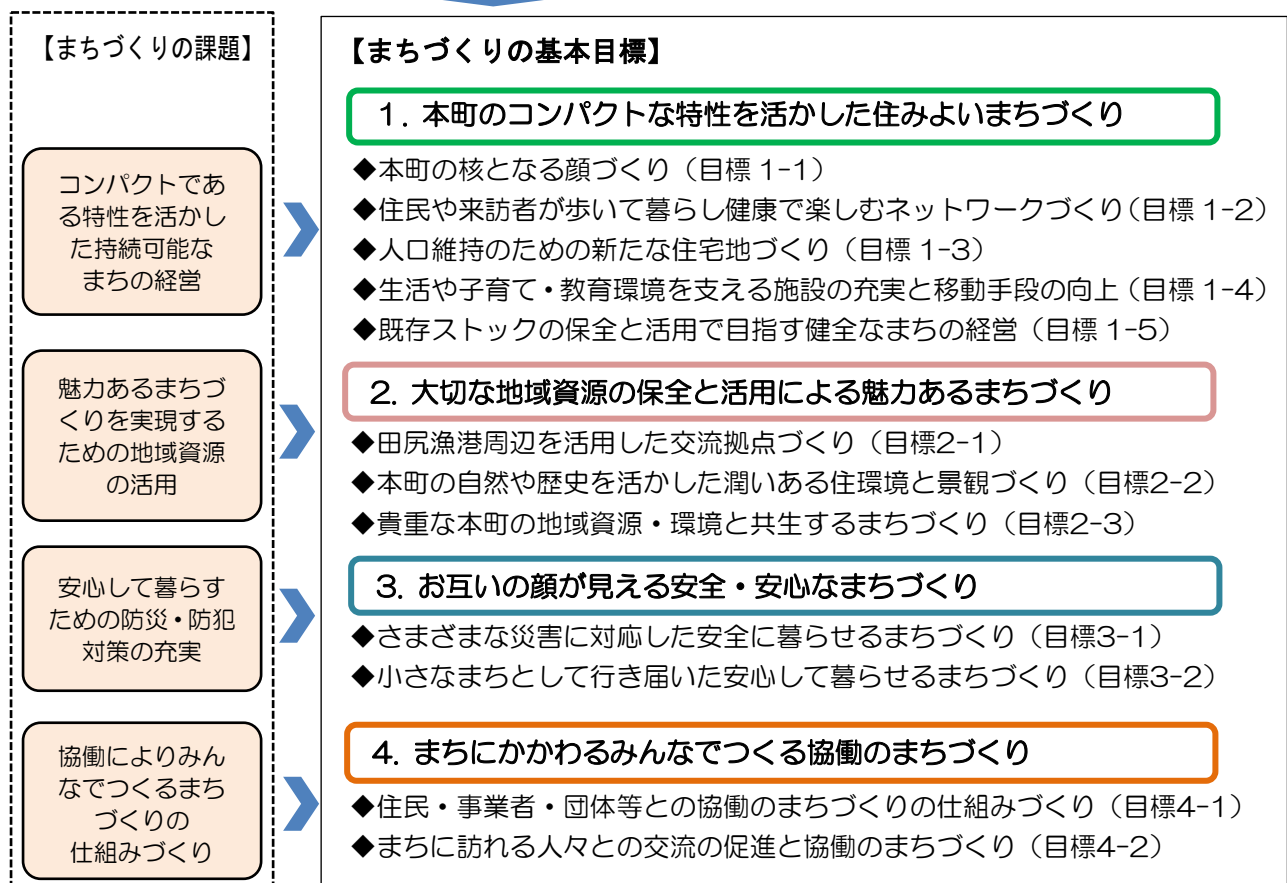
協働のまちづくりの実質化を目指して、行政と住民や事業者、団体等との協力体系の構築、住民や事業者等が維持・管理を含めたまちづくりへ参画する機会の拡充を図ります。

◆まちに訪れる人々との交流の促進と協働のまちづくり（目標4-2）

田尻漁港周辺の交流機能を活かして、インバウンド対策を含めた来訪者と住民等との交流機会の拡充を図ります。

■まちづくりの目標の体系

【まちの将来都市像】ひとが輝き、安心、温もり、魅力あるまち・たじり
～コンパクトシティからの創造～



1-3. 将来人口フレーム

「第4次田尻町総合計画（2010(平成22)年11月策定)」では、2020(平成32)年目標で約10,000人と設定しています。その後、「田尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口ビジョン（2016(平成28)年3月策定)」では、2040(平成52)年まで推計し、2025(平成37)年では約8,700～8,900人と推計しています。

以上から、本計画では全ての施策を実現することを目標とし、人口フレームは、2025(平成37)年度で約8,900人と設定します。

【解説】

将来人口フレーム：目標とする将来の人口推計値の枠組みのこと

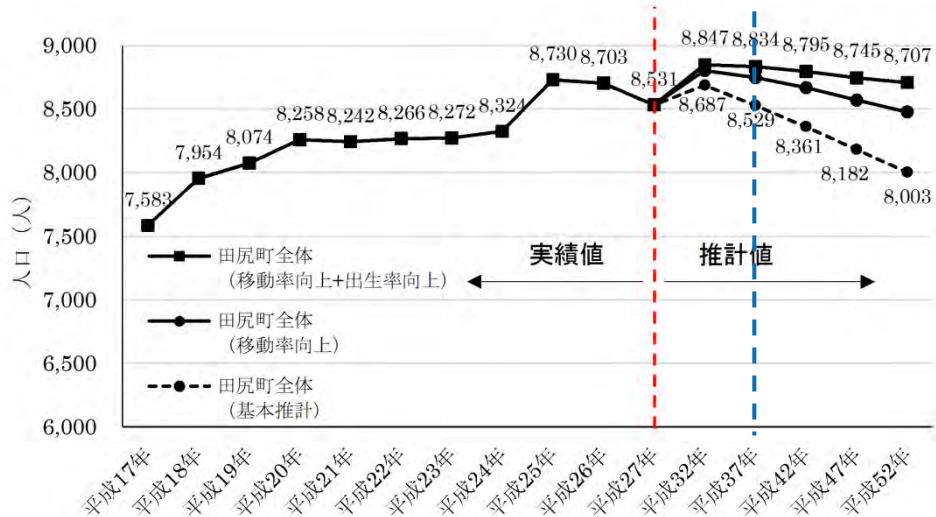
将来人口フレームの考え方：10,000人を超える規模とはならないため、学校その他の公共施設の新設には至らないと考えられる。
⇒持続的まちの経営のために、市街化調整区域での人口拡大の是非が課題。

【将来人口フレーム】

計画目標年次(2025(平成37)年度)で約8,900人と設定

□まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口フレーム（2015(平成27)年度策定）

・下記推計より、2025(平成37)年：約8,700～8,900人

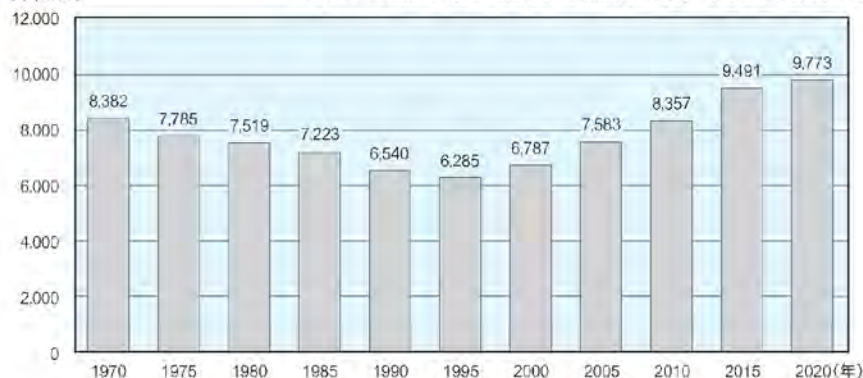


□(参考)第4次田尻町総合計画の人口フレーム（2010(平成22)年度策定）

・下記推計より、2020(平成32)年：約10,000人

総人口の推移と将来推計

(単位:人)



※2005年(平成17年)までは国勢調査の実績値、2010年(平成22年)以降は推計値
※2015年(平成27年)以降の推計値には警察学校の移転に伴う人口792人を含む

1-4. 将来都市構造・土地利用

都市構造は、都市軸（人やモノの主要な交通の動線）、拠点（まちの生活や交流の中心となるべき拠点）、エリア（大きく規定する土地利用の範囲）、ゾーン（特化した機能を有し、整備を検討する区域）で構成します。

本町はコンパクトに構成された内陸部と海を隔てての関西国際空港島からなっており、広域的な連携とコンパクトシティプラスネットワークの実現を目指す都市構造の両方の考え方が必要です。

以上から、都市軸としては、広域的に他市町や関西国際空港と連携する「広域連携軸」と地域生活を担う地域生活軸である「たじり生活歴史軸」の2つの軸で構成し、**拠点**としては、他地域を含めた「海と国勢交流拠点」、まちの中心となる「たじり中心拠点」との2つの拠点を構成します。

エリアは、内陸部の主要な土地利用のまとまりの構成から「りんくうエリア」「既成市街地エリア」「市街地形成エリア」「緑の保全エリア」の4つで構成し、**ゾーン**は、整備が必要な重要な地域として、「交流ゾーン」「レクリエーションゾーン」「みどり住区検討ゾーン」の3つで構成します。

【都市軸】

○広域連携軸

本町と周辺市町及び大阪市や和歌山方面、関西国際空港を繋ぐ広域軸として、「広域連携軸」を設定します。広域連携軸としては、鉄道と道路等の2種類に分かれます。道路や鉄道の基盤整備は完了しているため、都市軸としてふさわしい景観の誘導や広域軸を活用した他市町との連携に努めます。

【鉄道】

＜南海本線（本町と他市町をつなぐ軸）＞

南海本線が相当し、本町と周辺市町及び大阪市や和歌山方面との広域的な連携軸で、通勤・通学、人的交流等を図る上で重要な軸となります。

【道路】

＜関西国際空港・田尻漁港・吉見ノ里駅前をつなぐ南北軸＞

内陸部と関西国際空港を繋ぐ軸で、経済や情報、人的交流等を図る上で重要な軸となります。

＜臨海線・国道26号（本町と他市町をつなぐ軸）＞

臨海線、国道26号が相当し、本町と周辺市町及び大阪市や和歌山方面との広域的な連携軸で、本町の主要な拠点と他地域を結び、通勤・通学、人的交流等を図る上で重要な軸となります。

【 解 説 】

拠点の考え方：ある程度の規模と多様な都市機能を持つ市町村では、「都市核」という概念が用いられるが、本町は町全体が都市核と考えられるため、小さな機能集積の単位としての「拠点」を採用した。

エリアの考え方：4つのエリアは、「第4次田尻町総合計画」の土地利用構想の区分を踏襲している。

ゾーンの考え方：「第4次田尻町総合計画」では、交流ゾーンのみが設定されているが、本計画では、「みどり住区検討ゾーン」「レクリエーションゾーン」の2つを加えた。

関西国際空港・田尻漁港・吉見ノ里駅前をつなぐ南北軸：都市軸は概念として設定しているので、具体的に関西国際空港と田尻漁港を結ぶのは、臨海線及び空港連絡橋となる。

○地域生活軸

本町内の暮らしを営み、健康な生活を送り楽しむために必要な生活の軸で、車での移動に加えて、基本的には快適に歩いて移動できるような道路環境と沿道環境を整えていくこととします。本町においては、歩いて移動できる圏域で面的に広がっているため、内陸部を網目状にネットワークするものとしします。

＜たじり生活歴史軸：主要道路を網目状に構成＞

たじりを形成してきた孝子越街道（府道鳥取・吉見・泉佐野線）（以下「孝子越街道」という。）を主要動線としながら拠点やゾーンを繋ぎ、町内の交流を高めるネットワークを形成する暮らしの生活軸とします。

【拠点】

＜海と国際交流拠点：田尻漁港周辺地区＞

田尻漁港や周辺施設を核とし、町内及び国内・海外との交流を図るための拠点とします。主要施設及び周辺の地域資源は整っているため、施設間の連携を強化するなど更なる活用等の検討を行い、拠点としての充実を図ります。

＜たじり中心拠点：吉見ノ里駅周辺地区＞

本町の鉄道の玄関口である吉見ノ里駅周辺地区を、本町のみならず周辺市町との連携を図る上での拠点とします。本町の顔づくりとして、具体的な整備方策を検討し、実現に努めていきます。

【エリア】

エリアは次の4エリアとし、その特性に従った整備・誘導を進めていきます。

＜りんくうエリア＞

「りんくうエリア」は、りんくう公園と、その内陸に造成された施設用地で構成されています。内陸部は、田尻漁港より南の地区（りんくうポート南）には工場が立地するとともに、大阪府警察学校があり、田尻漁港より北の地区（りんくうポート北）では、関西国際センター、府営住宅や合同宿舎、商業・飲食施設などの複合的に利用され、両地区とも「地区計画」に従って、ほぼ整備・誘導が終わっています。今後は、各施設の充実に努め、本町のにぎわいを高めるとともに、各種用途間の調和を図っていきます。

＜既成市街地エリア＞

「既成市街地エリア」は、各種公共施設（町役場、小中学校等）、吉見ノ里駅などが集中する中枢部を擁するとともに、孝子越街道沿道には、寺社などが位置する歴史ある地区となっています。住宅の多くは密集し、老朽化していることから、住環境の改善が必要となっています。

吉見ノ里駅周辺地区については、本町の顔にふさわしい整備・誘導を進めます。住宅地区では、より住みやすく快適な市街地へと転換していくための方策に取り組み、防災対策の推進や沿道景観の維持・改善を図っていきます。

＜市街地形成エリア＞

「市街地形成エリア」は、南海本線の吉見ノ里駅の東に広がり、駅に至近の市街地として発達をみようとしている地区であり、「地区計画」によって良好な市街地の形成を図りつつあります。

町道新家田尻線1号・町道新家田尻線・府道新家田尻線は「地域生活軸」に位置づけられており、その沿道にふさわしい生活利便施設の立地誘導を図ります。

＜緑の保全エリア＞

「緑の保全エリア」は南海本線の東側を中心にして、農地が内陸部の外郭を構成しており、尾張池・夫婦池のため池、田尻川や複数の用水路があり、うるおいのある環境と本町の原風景を提供しています。今後とも市街化を抑制し、保全していくものとします。

しかしながら、本町では農業者の高齢化と後継者不足など営農の継続と農地の存続が危ぶまれています。今後は、地産・地消を進めるなど効率的で質の高い営農が可能になるような仕組みづくりや住民が体験できるような農業の機会づくりを検討するとともに、漁業との連携強化など多様な方策を進め、本町の農業の発展を図ることにより、農地の保全に努めます。

また、本町の人口維持への対応として、事業者から要望がある地区については、地権者の農業継続意向と環境保護の観点から、「みどり住区検討ゾーン」を設定し、都市的土地利用を図ることも検討します。

【ゾーン】

ゾーンはエリアにとらわれることなく、本町の将来都市構造や土地利用構想において、集約的に整備・誘導を図る区域として設定するもので、3つのゾーンの設定を行います。

＜交流ゾーン＞

日曜朝市、漁業体験、「海の駅」としての来航などで活気を生み出している田尻漁港、世界各国の人びとが学習する関西国際センター、さまざまな住民が行き交う田尻町総合保健福祉センター（以下「ふれ愛センター」という。）、生涯学習の拠点である公民館、文化の香り豊かな田尻歴史館（愛らんどハウス）を含む一帯を交流ゾーンと定め、町内外の交流促進や来訪者を受け止めるための、本町の顔となり、核となるゾーンとします。

今後は、このゾーンを中心に国際交流、来訪者の迎え入れ、住民同士の交流など多彩な交流を展開する拠点として、各施設の機能充実と施設間の連携を図ります。

＜レクリエーションゾーン＞

海浜部である「りんくう公園」から田尻漁港の区域、内陸東端に位置する「夫婦池・尾張池」の区域を海やため池などの自然を活かしたレクリエーションゾーンとして定め、整備・改良を図ります。

りんくう公園については、緑地が地域の人びとの散歩や運動、あるいは来訪者の休憩などに利用されていることから、隣接するマープルビーチの景観や海辺に面しているメリットを活かし、親水性を高めるなど、人びとがより楽しめる場所としての充実策を検討し、これに応じた協議を大阪府と行っていきます。

尾張池については、都市計画公園（船岡公園）としての計画決定がされており、実効性のある整備に努めます。夫婦池については、ため池の保全と合わせ、修景・整備に努めます。

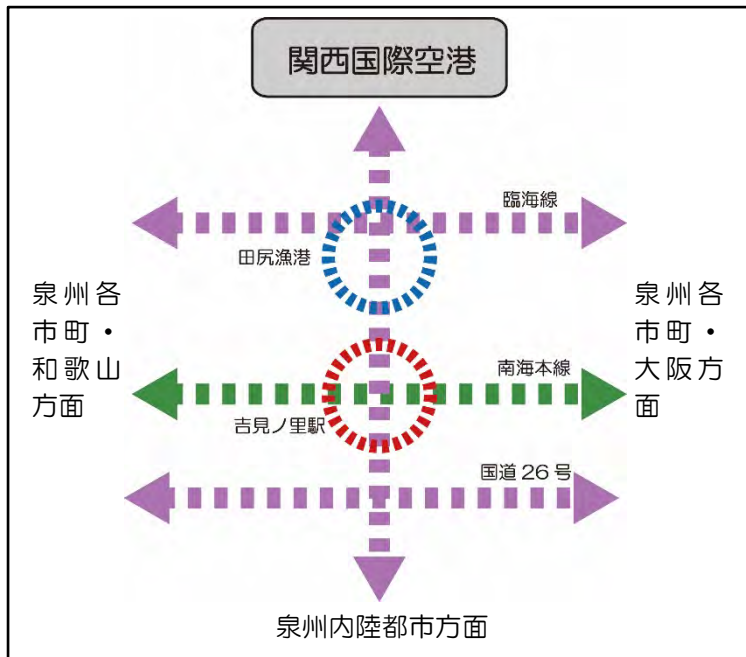
＜みどり住区検討ゾーン＞

市街化調整区域内の「緑の保全エリア」において、本町の人口維持のため、農と緑の良好な環境を維持しつつ、まちづくりのルール（地区計画等）を定めた上で都市的土地利用を検討するゾーンとして設定します。

なお、位置については、事業者等において土地利用の熟度が高まった段階で、区域の設定を行います。

都市構造・土地利用構想図

○広域関連都市構造概念図



町内都市構造・土地利用構想凡例

【軸】

- ◇◇◇◇◇◇◇◇ 広域連携軸（鉄道）
- ◇◇◇◇◇◇◇◇ 広域連携軸（道路等）
- たじり生活歴史軸

【拠点】

- 海と国際交流拠点
（田尻漁港周辺地区）
- たじり中心拠点
（吉見ノ里駅周辺地区）

【エリア】

- りんくうエリア
- 既成市街地エリア
- 市街地形成エリア
- 緑の保全エリア

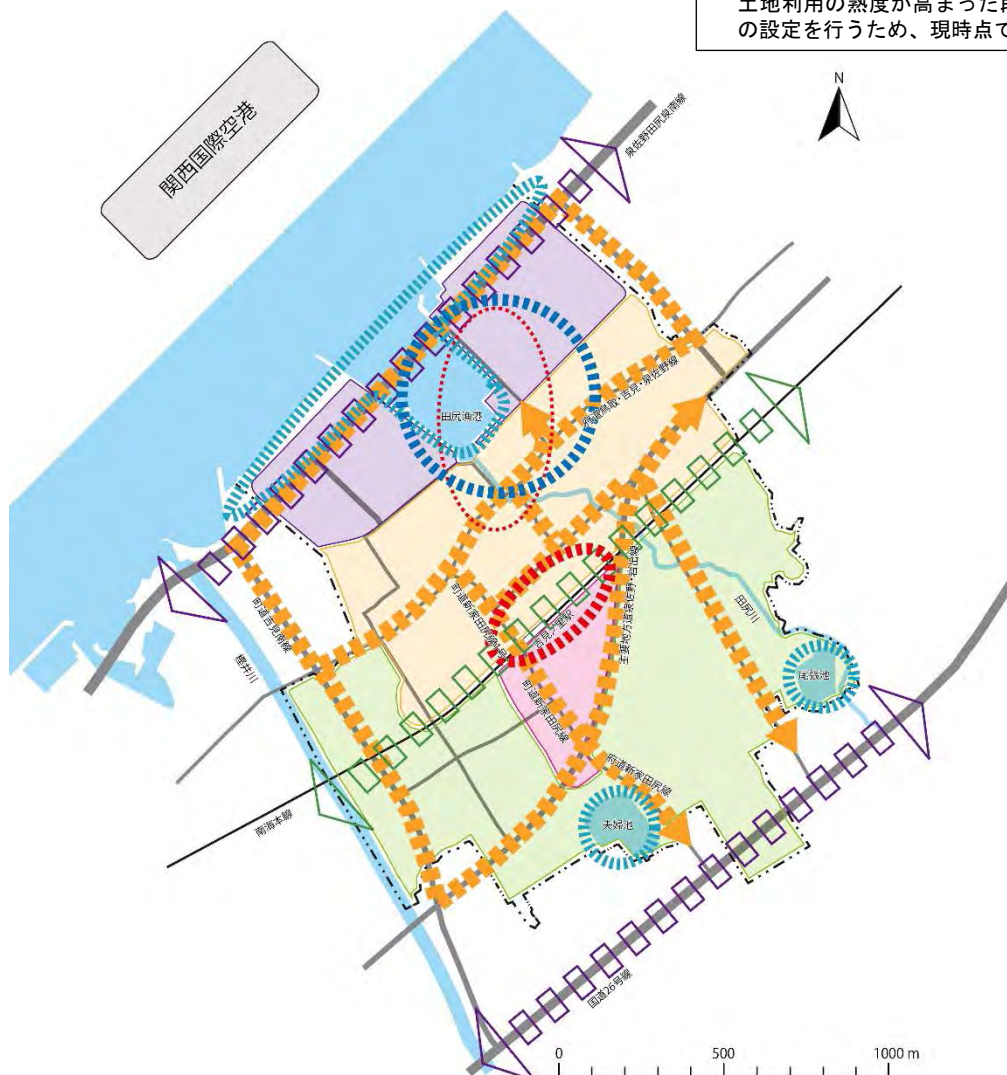
【ゾーン】

- 交流ゾーン
（交流施設集積ゾーン）
- レクリエーションゾーン

* みどりの住区検討ゾーン

土地利用の熟度が高まった段階で区域の設定を行うため、現時点では未定

○町内都市構造・土地利用構想



2. まちづくりと都市計画の方針

2-1. 土地利用

① 現行用途地域の尊重と適切な土地利用の形成

現行の用途地域等は、旧市街地について1996(平成8)年の都市計画法の改正に基づく用途地域等の全面的な見直しにあわせて、地域の特性を勘案しながら用途指定を行い、必要に応じて地区計画決定を行ってきました。関西国際空港島及びりんくうタウンについては、事業計画に基づく市街化区域の拡大と用途地域指定を行っており、今後もこれら指定を継続することを原則とします。

内陸部については、既存の土地利用の性格から用途地域の中で一部を第一種住居地域及び準工業地域という規制基準が緩やかなものとなっていることから、状況の変化によって、住宅地環境として適切でない用途への転換などが懸念されます。このため、住環境・産業環境がともに調和できるよう住民や事業者等に周知を図るとともに、必要に応じて用途地域の変更や地区計画などの検討を行います。

② 町の顔づくりや交流ゾーンの土地利用の形成

本町の中心である吉見ノ里駅周辺地域は、町の顔づくりとしての基本整備に努めるとともに、近隣商業地域に指定されている地区を主に商業・事務所系や生活支援施設など、機能の多様性が図れる土地利用を誘導していきます。土地利用の誘導に際しては、地権者の方と議論しながら進める体制づくりに努め、地域とともに検討していきます。

交流ゾーンは、既存施設の機能充実や新たな施設の整備、これら施設間の連携を進めることで、来訪者の迎え入れ、住民同士の交流など多彩な交流を展開する拠点として充実していきます。

③ 環境と調和した土地利用の形成

各種規制に基づき乱開発を防止し、計画的で適正な土地利用の誘導に努めます。

公共工事については自然環境・景観の保全に配慮した環境にやさしい資材や工法の導入に努めるとともに、民間開発については環境影響評価の実施や動植物の生息地などの保全など十分な環境保全対策を講じるよう事業者働きかけます。

④ みどり豊かな市街地形成の促進

まとまりのある緑地的空間に恵まれない既成市街地エリアで、まちの魅力を高めみどり豊かなまちを形成するには、公共公益施設の緑化とともに民有地の緑化を適正に誘導することが必要です。

このため、市街地整備や各種開発の進行などにあわせて、地区計画制度によるかき・さくの制限などの指定に努めます。

⑤ 市街化調整区域の方針（市街化抑制の堅持と都市化との調和）

「緑の保全エリア」となっている市街化調整区域については、「市街化を抑制する区域」という理念を堅持しつつ、本町の人口維持に対する対応として、「みどり住区検討ゾーン」として位置付け、事業者等において土地利用の熟度が高まった段階で区域を設定し、農やみどりとの共生を図りながら都市的土地利用を図ることを検討します。

都市的土地利用の形成にあたっては、地区計画等で緑との共生を図るとともに、市街化区域への編入も検討します。

【 解 説 】

環境影響評価：
主として大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査することによって、予測、評価を行う手続きのことを指す。本町では、環境影響評価法に定める対象物件は存在していない。環境アセスメントとも呼ばれる。

2-2. 道路・交通

① 地域生活軸に位置づけられている主要生活道路の整備

本町の道路網は、内陸部のほぼ外周を囲むように主要道路である都市計画道路（広域幹線道路）が全て完成し、既成市街地の主要道路整備が課題となっています。

町の南北を縦断する町道新家田尻線については、南海本線吉見ノ里駅と府道堺阪南線を結ぶ区間で歩道設置が完了しましたが、本町の顔づくりと連携して、町道新家田尻線1号・府道新家田尻線を含めより魅力ある道路としていく検討が必要です。また、消防署田尻出張所から孝子越街道を結ぶ区間の拡幅と田尻新橋の整備を行い、公共施設への道路アクセスの向上を図っていますが、さらに玄関口である吉見ノ里駅とのつながりを検討していく必要があります。

② 生活道路のネットワーク整備

古くから市街地が形成された町の中心部では狭あい道路が多く、これらの道路では、自動車の対面通行が不可能な区間があることに加え、緊急車両が進入できず、地震等の災害による家屋の倒壊で道路が閉塞する恐れもあるなど、住民生活の利便性と防災の両面で課題となっています。

道路利用者の利便性や安全性の向上と多くの生活道路が地震・津波時の避難路ともなっていることから、大規模災害時の交通確保対策などのために、住宅の建て替えと合わせて道路の拡幅に取り組むなど、町内生活道路網の整備に努めます。

③ 人にやさしい道づくり

道づくりにあたっては、道路・歩道の危険箇所の改良、老朽化した地下埋設物の点検及び修繕、沿道への花の植栽、周辺環境にふさわしい色彩・デザインの採用など、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が利用しやすく出かけたくなる、快適な道づくりに努めます。特に、吉見ノ里駅や公共施設をつなぐ主要な経路となる道路については、バリアフリー整備を検討していくとともに、外国人も分かる案内のサイン計画を検討します。

④ 南海吉見ノ里駅の利便性向上

公共交通機関としての鉄道の利便性を高めることは、本町の顔づくりにとって重要な課題です。

バリアフリー化された駅舎の改修や駅周辺整備、踏切の拡幅に伴う駅前広場など、鉄道事業者と協働して利便性・安全性の向上に努めるとともに、環境にやさしい交通機関として住民の鉄道利用を促進します。

⑤ 広域との連携強化を図る公共交通などを活用した移動手段の検討

隣接市には大型商業施設など生活利便施設がありますが、個別の移動手段を持たない人に対して、公共施設や生活利便施設利用のための生活利便性を高める必要があります。また、田尻漁港とりんくうタウン駅の交通を強化することで、関西国際空港を利用する外国人観光客など新たな需要を開拓することができます。

そこで住民や事業者との協働のもと、広域との連携強化や町内の快適な移動が図れる、望ましい移動手段のあり方について検討を進めます。

【 解 説 】

バリアフリー：(Barrier free) 対象者である障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態。

望ましい移動手段について：自家用車以外の公共交通機関やシステムのこと。で、路線バスの強化をはじめ、コミュニティバス、福祉等巡回バス、**デマンド交通**、施設専用シャトルバス等の検討が考えられる。

デマンド交通：路線定期型交通と異なり、予約型で運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が考えられる交通システム。デマンドバス、デマンドタクシーなどがある。

2-3. 公園・緑地・地域環境の形成

① 小さなまちに見合った実効性のあるみどりの配置とネットワークづくり

本町の小さい町域にコンパクトにまとまったまちとしての優位性を最大限に活かし、みんなが出かけたくらい歩いて楽しめる、みどりのネットワークの確立を目指します。

みどりが不足している既成市街地では、高齢者や子育て世代が使いやすく、人との触れあう場となる児童遊園や広場の整備など、みどりの適正配置に努めます。また、りんくうタウンへの新たな公園の整備や船岡公園の区域縮小など実効性のあるみどりの整備を推進します。

さらに、徒歩や自転車による移動で町域全てを回れる特性を活かし、住民や訪れる人が歩いてみどりを楽しむネットワークづくりを図ります。

② まちのどこでもみどりを感じることができる潤いのまちづくり

コンパクトな町域にあって、まちのどこでもみどりを感じることができるように、豊かな緑の総量を確保することを目指します。

本町の貴重なみどりである農地の保全のため、地産地消等による「振興策」や「環境保全」等の総合的な施策の実施を図ります。また、本町の代表的なみどりである田尻漁港、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の水面の保全と活用を重点施策として推進を図ります。さらに、みどりが不足している既成市街地において、公共・民間施設緑化方策を検討し、具体的な推進を図ります。

③ みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり

想定される津波災害等に対応するため、防災に対するみどりの保全と整備を推進するとともに、みどりを活用した意識の高揚等を目指したまちづくりを進めます。

津波減災に対する緑地帯の維持と保全、洪水に対する保水機能保持のための農地の保全、既成市街地の減災につながるみどりの育成、災害に対する避難場所の維持・充実及び避難路の整備などを図ります。

また、防災に対する住民の意識を高める場となるみどりの拠点（公園など）づくりやネットワークの形成、災害の際一時避難地として利用できる防災農地の協定締結を推進します。

④ 水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり

環境保全に重要な生物多様性の確保を水環境（田尻漁港、尾張池・夫婦池、樫井川・田尻川、農地等）の保全・整備を図り、自然と人との共生の実質化を目指します。

本町の生態系を育む水環境における動物の生息環境の保全と生息方策の検討を進めます。

また、自然と人との共生の実質化のため、人々が動植物とふれあえ、自然の大切さを学ぶ場づくりと環境保全運動の一層の推進を図ります。

⑤ 官民協働で創るみどりのまちづくり

小さなまちであるからこそ、住民相互や国内外との交流とみんなで進める協働のまちづくりが重要であり、住民・事業者・団体等や来訪者と行政による持続可能な都市経営を目指した官民協働のみどりのまちづくりを推進します。

本町の貴重なみどりの地域資源を官民協働の力で活用していくことを検討・推進するとともに、協働によるみどりのまちづくりの実質化を目指して、行政と住民や事業者等との協力体系の構築、住民や事業者等が維持・管理を含めたみどりづくりへの参画機会の拡充を図ります。

2-4. 上下水道・河川

① 上水道の供給の安定化と機能強化の検討

上水道については、概ね配水管は布設替工事が完了し、浄水場施設についても、随時、機械・設備等の更新を計画的に実施しています。なお、安定した水確保のため、2003(平成15)年度から府営水道の受水率を100%としました。

水道は日常生活を支える重要なライフラインであり、管路・給水施設の適正な維持管理や施設の耐震化など防災対策を進め、今後とも機能強化を図っていくものとします。

【 解 説 】

ライフライン：(lifeline)
英語で「命綱」の意味だが、現代社会においては、電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備のことを指す。

② 下水道普及率の向上と機能強化・長寿命化の検討

本町では、市街化区域内の汚水下水道の整備を2001(平成13)年度に概ね完了し、その後は一部市街化調整区域の汚水整備を実施してきました。下水道普及率は大阪府平均を大きく上回る水準にありますが、水洗化率は大阪府平均に比べて大きく下回っています。

今後は下水道施設の機能の維持・向上と耐震性の向上に努め、計画的・効率的な下水道整備を推進する必要があります。下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、大規模地震等に備えた耐震化、施設の長寿命化対策などを計画的に進めるとともに、市街化調整区域における下水道の計画的整備について検討します。また、下水道の重要性などについて啓発し、水洗化を促進します。

③ 河川災害の防止と機能強化の検討

樫井川・田尻川の河川の維持管理に関しては、管理者である大阪府とも連携を図りながら、東日本大震災の津波被害などを教訓とした災害発生の防止、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な整備を大阪府に働きかけます。さらに、住民に親しまれる河川となるようイベントの開催や各種情報の提供によって河川愛護思想の普及を促進します。

2-5. その他公共施設

① 子育て・教育環境に関する施設の充実

子育て施設に関しては、ふれ愛センターや田尻町立保育所・幼稚園舎等の既存施設の活用や施設間のネットワークを強めるとともに、不足する機能については、周辺市町と連携を図るなど、子育て支援施策の充実した環境づくりを推進します。

また、教育環境に関しては、本町の特性である保育所・幼稚園・小・中学校が町の中心部に集中している立地条件を活かし、保・幼・小・中一貫教育の推進が図れるよう、既存施設の連携や改善などを検討します。

② 公共施設管理計画の計画的推進

町内に位置する田尻町役場をはじめ官公庁施設、教育施設、福祉施設、文化施設及び供給処理施設については、耐震化、バリアフリー化、長寿命化などをはじめとする施設の適正管理を促進するとともに、今後は、より効率的で効果的な公共公益施設の運営・管理が求められることから、各施設の耐用年数や社会的な役割、公民の役割分担などの把握に努め、必要に応じて集約化や複合化などの検討を行います。

③ 高齢者や障害のある人等にやさしい公共施設の整備・改良

高齢者や障害のある人の社会参加の拡大、子育てしやすい環境づくりなどのため、段差のない通路、障害のある人が使いやすい施設の整備など、だれもが暮らしやすく利用しやすい公共施設の改善を促進します。

④ 周辺市町との公共施設利用の連携

本町での整備が難しい公共施設や拠点病院などについては、周辺市町と連携し、施設の利用方法について検討します。

2-6. 市街地及び住宅の整備

(1) 市街地整備

① 吉見ノ里駅周辺地区の整備（本町の顔づくり）

吉見ノ里駅周辺地区については、本町の顔づくりとして、駅前に至る道路の通行性改善や駅前広場機能、駐輪場の整備を図るなど利便性を向上するとともに、駅前における各種サービスの提供、本町の玄関口にふさわしい景観の創出など、吉見ノ里駅周辺地区の活性化に向けた機運の高揚に努め、人々が集い、賑わいを育む地区となるよう誘導します。

② 交流ゾーンの整備

田尻漁港やふれ愛センター周辺を交流ゾーンとして位置づけ、内外の人びとが交流できる機能の集積に向け、交流施設の整備・充実、有効活用などに努めます。交流ゾーンの核となる広場・公園として、りんくうタウン内に新たに公園等を整備します。

府営りんくう公園、田尻スカイブリッジなど周辺の観光資源も一体的にとらえ、遊歩道などによりこれらの回遊性を持たせるなど、ウォーターフロントの魅力を生かした交流ゾーンとしての環境整備を進めます。

③ 既成市街地の住環境改善

狭あい道路や老朽木造住宅などによって街区が形成されている既成市街地については、火災や地震による建物倒壊や火災などが懸念されることから、消火栓や防火水槽などの適正配置などを進めるとともに、家屋等の防火や耐震性能の向上、防災意識の啓発、地区計画などの住環境改善制度などのPRに努めることによって住環境の改善を誘導します。

④ 「市街地形成エリア」の計画的誘導

「市街地形成エリア」については、本町の中央部に位置し、玄関口である吉見ノ里駅に近接していることから、今後市街化が急速に進行すると考えられます。そのため、開発行為等を適切に誘導し、計画的で魅力ある住宅地の形成を図るため、「吉見ノ里上地区地区計画（約7.5ha）」が都市計画決定されており、この地区計画に従って整備・誘導を図ります。

⑤ 生活空間へのユニバーサルデザインの導入・バリアフリー化の推進

だれもが暮らしやすく利用しやすいユニバーサルデザインの視点を導入した公共空間、居住空間の整備、福祉のまちづくり条例などに基づく既存住宅等のバリアフリー化に対する支援方策について検討を進めます。

⑥ 市街化調整区域の保全と計画的整備

「緑の保全エリア」となっている市街化調整区域については、「市街化を抑制する区域」として農地の保全を図ります。ただし、本町の人口維持に対する都市化の要請や地権者意向を尊重しつつ、必要に応じ「みどり住区ゾーン」として、農地やみどりとの共生を図りながら都市的土地利用としていくことを検討します。整備に当たっては、地区計画等で緑との共生や環境との調和を図るとともに、市街化区域への編入も検討します。

【 解 説 】

ウォーターフロント：
(Waterfront) 文字通りには「河岸、海岸通の土地、水辺」といった意味になるが、今日、多用されている用途では、過密化する都市の新たな開発区域としての港湾、臨海部を指して使われている。

狭あい道路：幅員4m未満の道路で、車のすれ違いなどが困難である。

ユニバーサルデザイン：
(Universal Design、UD)
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
バリアフリーは、障害者・高齢者などに配慮されたものであるが、ユニバーサルデザインは、個人差や国籍の違いなどに配慮しており、全ての人が対象とされている。

また、広域連携軸に設定している一般国道26号においては、沿道型商業施設や業務施設の立地を適切に誘導します。

【 解 説 】

(2) 住宅

① 住宅・宅地供給の誘導

新たな住宅・宅地の開発については、人口政策や公共施設など社会資本整備などとの整合を図りながら、子育て世帯向け、高齢者世帯向けなどの多様なニーズにあった住宅を計画的に誘導していきます。

また、開発にあたっては、自然など周辺環境との調和や緑化などに配慮しながら適正な指導をおこない、良好な住宅・宅地の供給を促進していきます。

② 町営住宅の適切な管理運営

既存の町営住宅の適正管理に努めるとともに、町の規模に見合う町営住宅の適切な供給戸数の検討を進めるとともに、長寿命化を図ります。また、高齢化への対応など、多様な居住ニーズに応えられる住宅として、民間活力の導入も視野に入れ、より一層の充実に努めます。

③ 災害に強い住宅づくりの促進

耐震診断や耐震改修、災害に強い材質・構造の普及・啓発などにより、災害に強い住宅づくりを促進します。

④ 環境にやさしい住宅づくりの促進

太陽光発電、住宅の断熱構造化、省エネルギー設備の配備、敷地内緑化などによる環境にやさしい住宅づくりの促進に向けた啓発に努めます。

⑤ 空家や空地対策の推進

既成市街地では空家が増加しつつあり、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、地域の生活環境の保全、空家等の活用のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家対策の推進に努めます。

また、空家を撤去した跡地など空地についての利活用を検討していきます。

空家等対策の推進に関する
特別措置法：(平成27年2月26日制定)市町村の空家対策計画に基づき、次の事項が実施できる。

- ・空家の実態調査
- ・空家の所有者へ適切な管理の指導
- ・空家の跡地についての活用促進
- ・適切に管理されていない空家を「特定空家等」に指定することができる
- ・特定空家等に対して、助言・指導・勧告・命令ができる

2-7. 都市防災

近年、災害が多様化し甚大化する中で、さまざまな災害に対応するまちづくりが必要なことから、防災機能の向上とともに、減災の考え方を導入するなど、ハードとソフトを組み合わせた施策を推進します。また、万が一災害に見まわれた際にも、速やかな復興が図れるよう、**田尻町地域防災計画**と田尻町都市計画マスタープランの連携を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

① 大規模な津波を想定した防災施設・基盤等の充実

東日本大震災を教訓に、大阪湾岸地域に位置し概ね平坦な本町では、大規模な津波の発生も想定しつつ大阪府及び関係機関と連携して、各種防災施設の強化及び基盤の整備に努めます。

災害時の活動拠点施設や避難所、避難路や緊急輸送を確保するために必要な道路・橋梁・公園などの適正管理を図ります。

また、関係機関とも連携を図り、上下水道、電気・電話などのライフラインの耐震性の強化に努めます。

② 避難機能の強化

耐震化や不燃化により避難施設や避難路沿道の施設の強化を図ります。また、緊急時避難を円滑に実施できるよう、内陸部の主要な公共施設の標高や建物の構造等を把握し、公共施設等への標高の表示や、津波避難ビルなどとしての利活用が期待される民間集合住宅や各種事業所の指定を行うなど、避難路の整備に努めます。

また、市街化調整区域の農地の**防災農地への登録制度**の実施など、災害時の避難場所や復旧活動の空間確保に努めます。

③ 災害に強いまちづくりの推進

住宅の耐震診断・耐震改修の促進、地震に強い建物づくりの促進、防災空間の確保、狭あい道路の解消による緊急車両の通行の確保、市街化区域全域への**準防火地域**の指定など、災害に強いまちづくりを進めます。

平常時及び災害時において重要な役割を担う消防団については、消防団の充実・強化に向け、幅広い人材の確保、資質の向上に努めます。また、消防施設・設備・資機材等の整備に取り組み、より一層の充実に努めます。

④ 防災意識の啓発・高揚

ハザードマップの更新や防災訓練などを通して、普段から防災に関して住民への周知に努めます。自主防災組織は共助の中核組織として、組織の育成・活性化を支援するなど、自助・共助・公助の体制づくりに努めます。

【 解 説 】

田尻町地域防災計画：

(2014(平成 26)年修正) 災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(2013(平成 25)年法律第87号)第5条(推進計画)の規定に基づき、本町域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、防災活動の総合的かつ計画的推進を定めている。

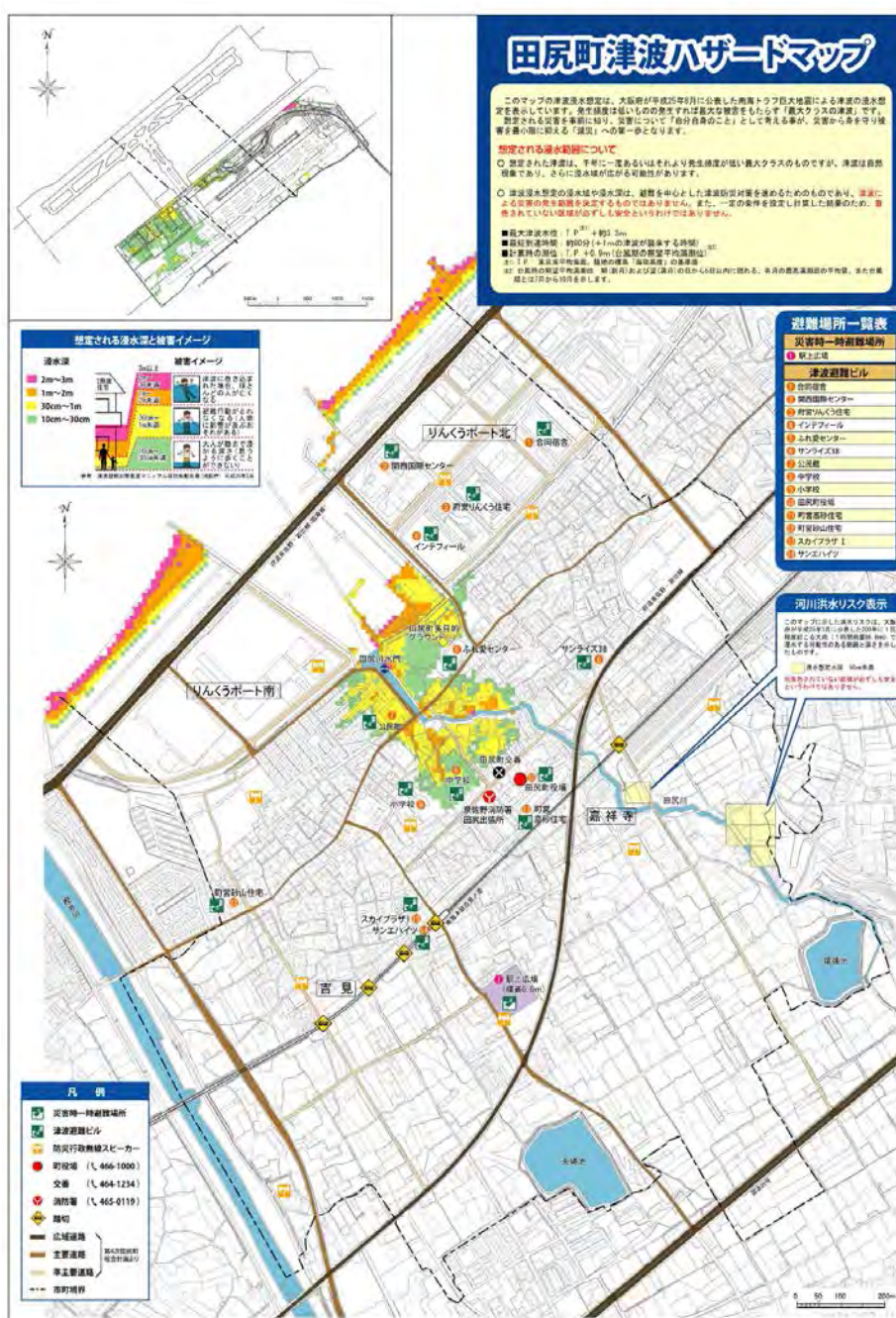
防災農地の登録制度：市町村の要綱に基づき、災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地を、農家のご協力により、あらかじめ登録するもの。登録していただいた農地には、案内標識を設置し、住民にお知らせすると共に、ゴミの投げ捨て防止の啓発も行っている。

準防火地域：都市計画法第9条20項において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として、また、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域。大阪府では、市街化区域全域の指定を奨励している。

■本町の避難場所等

一時避難場所								避難所
施設・場所名	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火災	内水氾濫	
田尻町総合保健福祉センター	●	●	●	●			●	田尻町総合保健福祉センター
田尻町駅上広場				●	●	●		—
田尻町立小学校（運動場）						●		田尻町立小学校
田尻町立中学校（運動場）						●		—
田尻町多目的グラウンド						●		—

■田尻町津波ハザードマップ



2014(平成 26)年3月発行

2-8. 都市景観形成

大阪府では、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町村の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を策定しています。本町では、主要地方道泉佐野岩出線及び南海本線以北が「湾岸軸」として計画されていますが、本町の詳細な都市景観形成の方針を定めていません。

したがって、本町の特性に応じた 歴史的景観などの保全、良好な市街地景観の創出について住民や事業者の意識の高揚を図り、地域が一体となった景観形成を進めます。

① 田尻らしさを演出する景観の保全と創造

本町を代表する大規模な景観構成要素としての「りんくう公園」及び農地のみどり及び地区を代表する郷土景観としての孝子越街道の歴史的景観、水辺の景観として、尾張池・夫婦池のため池景観、桎井川緑地・田尻川の河川景観、田尻漁港のヨットハーバー等の水辺景観などの保全に努めます。また、緑豊かなうるおいある景観の創造を図るとともに、周辺の景観に与える影響が大きい建築や開発に対する適正な指導、助言に努めます。

② 交流ゾーン及び駅前景観の形成

都市景観の創出では、りんくうタウンやスカイブリッジの景観をはじめとして近代的な都市景観を形成しており、景観障害物の規制等、その保全・形成に努めます。また、スカイブリッジのライトアップ等既存施設を活用した景観形成により集客を図り、交流の場としてふさわしい景観形成に努めます。吉見ノ里駅周辺は、本町の顔となるべき地区ですが、魅力ある親しめる景観としての要素にかけているため、住民や事業者などに協力を求め、駅舎の改良や案内サインの統一などにより本町の顔にふさわしい景観の形成に努めます。

③ 住宅地やまちなみ景観の保全・創出

既成市街地や新市街地におけるまちなみ景観の向上を図るため、地区計画や建築協定の活用により、地域のルールづくりを促進し、きめ細かい景観づくりに努めます。

④ 屋外広告物の誘導・規制の促進

屋外広告物の設置にあたっては、まちなみに配慮した広告物となるよう指導します。また、住民の協力も仰ぎながら違法広告物の撤去や景観にそぐわない広告物の指導に努めます。

⑤ 住民参加の景観づくりの促進

住民や事業者の景観に関する意識の高揚を図るため、広報紙やホームページなどを通じた啓発の推進に努めます。

地域の特徴を活かすため、住民の主體的な取り組みによる景観づくりを促進します。また、公共スペースなどを活用したボランティアによる景観づくりを進めます。

■まちづくりの基本目標と都市計画の方針の対応表

まちづくりの基本目標		まちづくりと都市計画の方針	
基本目標	目標		
1. 本町のコンパクトな特性を活かした住みよいまちづくり	本町の核となる顔づくり（目標1-1）	2-1.土地利用	②町の顔づくりや交流ゾーンの土地利用の形成
		2-2.道路・交通	④南海吉見ノ里駅の利便性向上
		2-6.(1)市街地整備	①吉見ノ里駅周辺地区の整備（本町の顔づくり）
		2-8.都市景観形成	②交流ゾーン及び駅前景観の形成
	住民や来訪者が歩いて暮らし健康で楽しむネットワークづくり（目標1-2）	2-2.道路・交通	①地域生活軸に位置づけられている主要生活道路の整備 ②生活道路のネットワーク整備 ③人にやさしい道づくり
		2-3.公園・緑地	①小さなまちに見合った実効性のあるみどりの配置とネットワークづくり
	人口維持のための新たな住宅地づくり（目標1-3）	2-1.土地利用	⑤市街化調整区域の方針
		2-6.(1)市街地整備	⑥市街化調整区域の保全と計画的整備
	生活や子育て・教育環境を支える施設の充実と移動手段の向上（目標1-4）	2-6.(2)住宅	①住宅・宅地供給の誘導
		2-2.道路・交通	⑤広域との連携強化を図る公共交通などを活用した移動手段の検討
		2-5.その他公共施設	①子育て・教育環境に関する施設の充実 ③高齢者や障害のある人等にやさしい公共施設の整備・改良 ④周辺市町との公共施設利用の連携
		2-6.(1)市街地整備	⑤生活空間へのユニバーサルデザインの導入・バリアフリー化の推進
2. 大切な地域資源の保全と活用による魅力あるまちづくり	田尻漁港周辺を活用した交流拠点づくり（目標2-1）	2-1.土地利用	②町の顔づくりや交流ゾーンの土地利用の形成
		2-6.(1)市街地整備	②交流ゾーンの整備
		2-8.都市景観形成	②交流ゾーン及び駅前景観の形成
		2-1.土地利用	④みどり豊かな市街地形成の促進
	本町の自然や歴史を活かした潤いある住環境と景観づくり（目標2-2）	2-3.公園・緑地	②まちのどこでもみどりを感ずることができる潤いのまちづくり
		2-4.上下水道・河川	③河川災害の防止と機能強化の検討
		2-6.(1)市街地整備	④「市街地形成エリア」の計画的誘導
		2-6.(2)住宅	④環境にやさしい住宅づくりの促進
	貴重な本町の地域資源・環境と共生するまちづくり（目標2-3）	2-8.都市景観形成	①田尻らしさを演出する景観の保全と創造 ③住宅地やまちなみ景観の保全・創出 ④屋外広告物の誘導・規制の促進
		2-1.土地利用	③環境と調和した土地利用の形成
		2-3.公園・緑地	⑤市街化調整区域の方針
		2-4.上下水道・河川	②まちのどこでもみどりを感ずることができる潤いのまちづくり ④水環境資源を活かした自然と人との共生のまちづくり
3. お互いの顔が見える安全・安心なまちづくり	さまざまな災害に対応した安全に暮らせるまちづくり（目標3-1）	2-2.道路・交通	②生活道路のネットワーク整備
		2-3.公園・緑地	③みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり
		2-4.上下水道・河川	③河川災害の防止と機能強化の検討
		2-6.(1)市街地整備	③既成市街地の住環境改善
	小さなまちとして行き届いた安心して暮らせるまちづくり（目標3-2）	2-6.(2)住宅	③災害に強い住宅づくりの促進 ⑤空家や空地対策の推進
		2-7.防災	①大規模な津波を想定した防災施設・基盤等の充実 ②避難機能の強化 ③災害に強いまちづくりの推進
		2-1.土地利用	①現行用途地域の尊重と適切な土地利用の形成
		2-3.公園・緑地	③みどりを通じてみんなの意識を高める安心と魅力のまちづくり ⑤官民協働で創るみどりのまちづくり
		2-7.防災	④防災意識の啓発・高揚
		2-8.都市景観形成	⑤住民参加の景観づくりの促進
4. まちにかかわるみんなで作る協働のまちづくり	住民・事業者・団体等との協働のまちづくりの仕組みづくり（目標4-1）	2-3.公園・緑地	⑤官民協働で創るみどりのまちづくり
		2-8.都市景観形成	⑤住民参加の景観づくりの促進
	まちに訪れる人々との交流の促進と協働のまちづくり（目標4-2）	2-3.公園・緑地	③みどりを通じて意識を高める安心と魅力のまちづくり
		2-6.(1)市街地整備	②交流ゾーンの整備
		2-7.防災	④防災意識の啓発・高揚

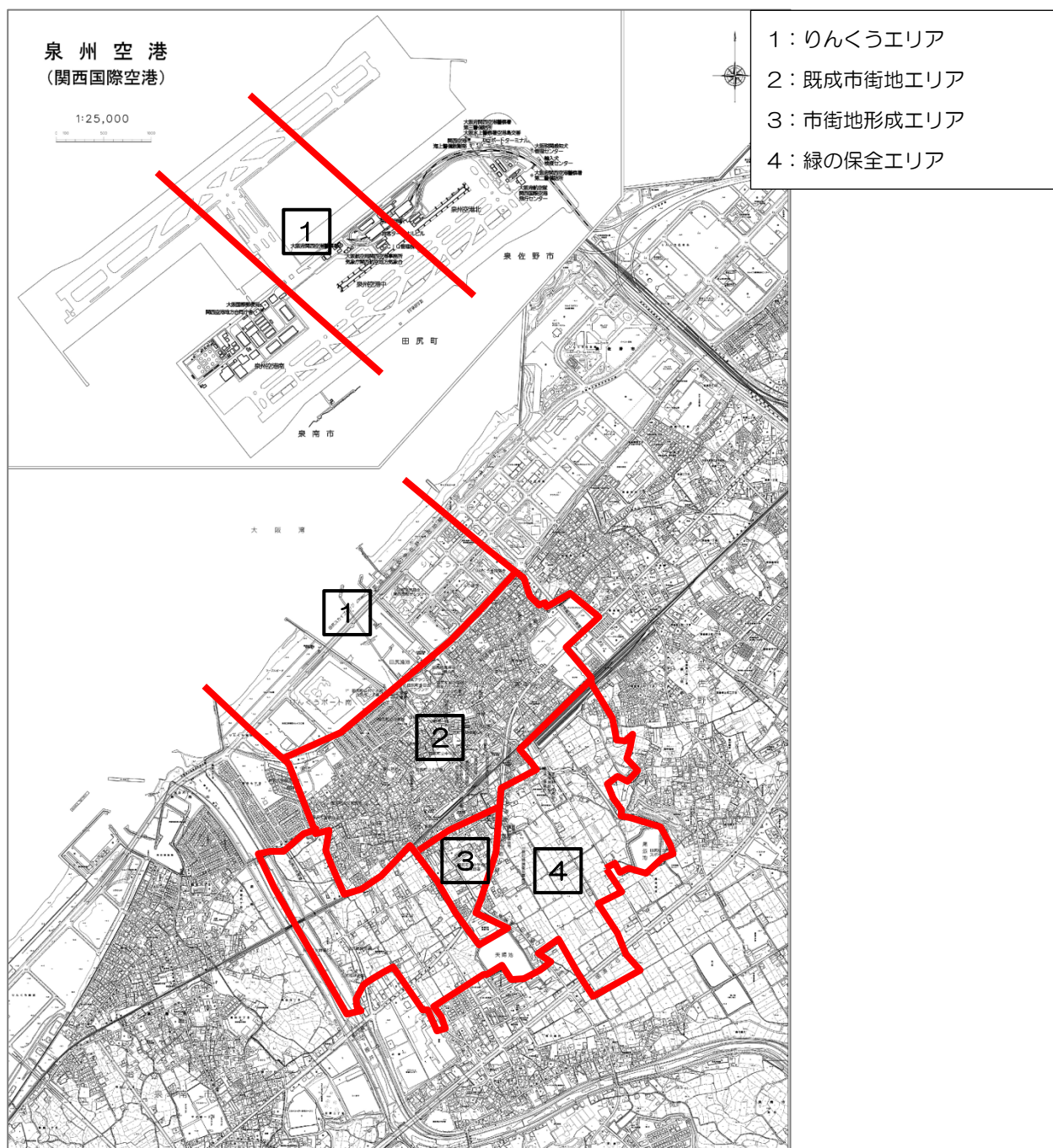
第3章 エリア別構想

1. エリア区分の設定

エリア区分の設定は、市街地形成の沿革や土地利用の状況、日常生活上の行動範囲、用途地域の地域区分などを考慮し、地域住民にとって親しみやすく、また施策を位置づける上でまとまりのある区域として位置づける必要があります。

本町は、町域が狭く、小・中学校区が一つというコンパクトな構成をしていますが、形成過程や土地利用の状況は明確に分かれており、地域区分は、土地利用構想図で示した4つのエリアとします。ただし、関西国際空港は、りんくうエリアと同じエリア区分で検討します。

■地域区分図



2. エリア別構想

2-1. りんくうエリア

りんくう公園と内陸に造成された施設用地、田尻漁港周辺を位置づけます。また、沖合にある関西国際空港島（以下「関空地区」という。）も含みます。

（1）全体構想での位置づけ

関空地区は、広域連携軸により内陸部と結ばれ、経済や情報、人的交流等を図る上で重要な地区となっています。

りんくうタウン地区は、広域連携軸として関西国際空港・田尻漁港・吉見ノ里駅前をつなぐ南北軸及び本町と他市町をつなぐ軸である臨海線が交差するエリアであり、町内及び国内・海外と交流を図る上で重要なエリアとして位置付けています。

拠点及びゾーンとしては、日曜朝市、漁業体験、「海の駅」としての来航などで活気を生み出している田尻漁港、世界各国の人びとが学習する関西国際センター周辺が「海と国際交流拠点」及び「交流ゾーン」として位置付けています。また、「レクリエーションゾーン」として、「りんくう公園」から田尻漁港までの区域を位置づけており、住民や来訪者が交流やレクリエーションを図る上で重要なエリアとして位置付けています。

（2）整備方針

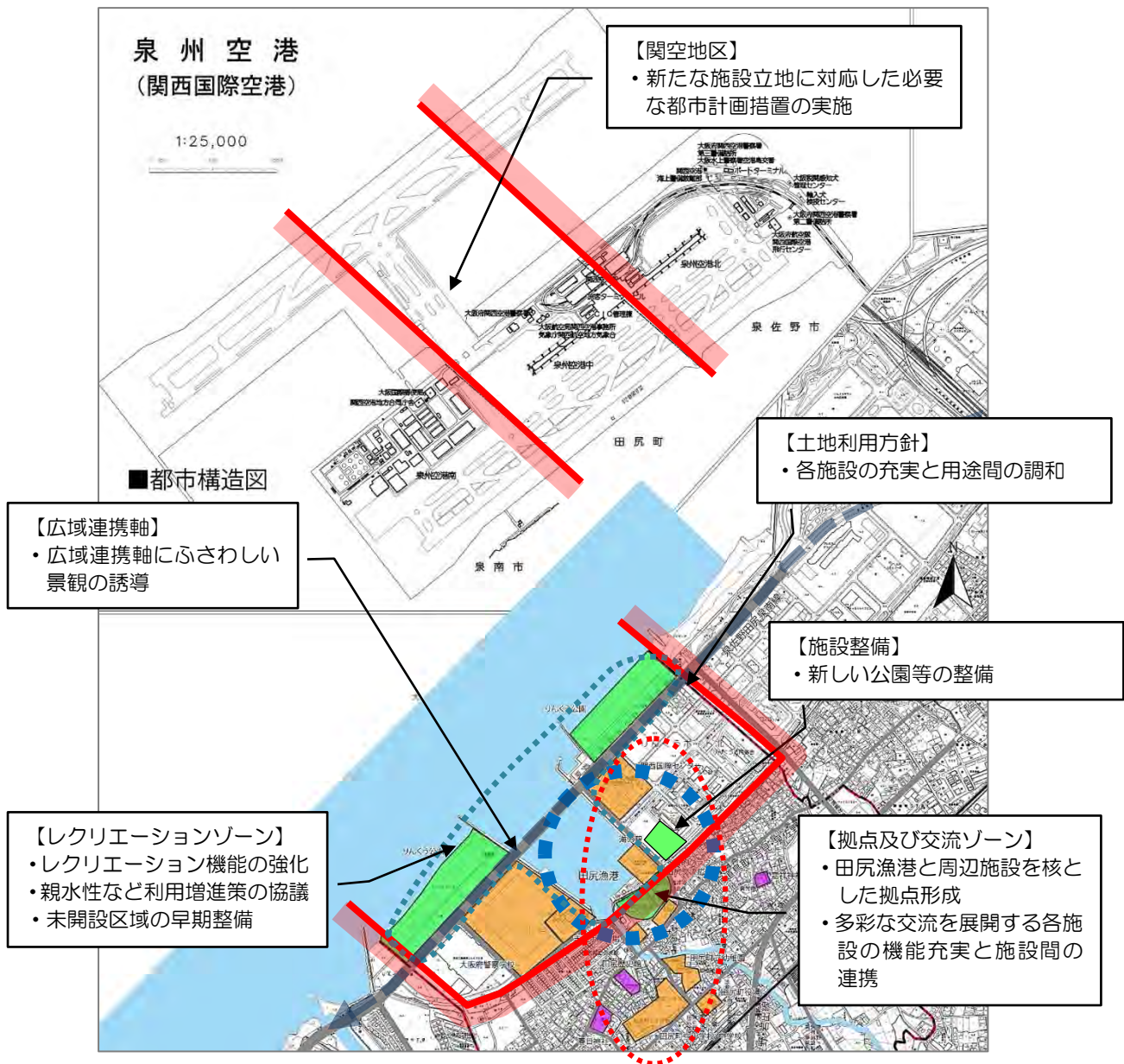
関空地区は、国際空港としての利用が確立しているため、新たな施設立地に対し、市街化区域の拡大や用途地域の指定など、必要な都市計画の措置を講じていきます。

りんくうタウン地区については、ほぼ整備が完了していることから、今後は、各施設の充実に努め、本町のにぎわいを高めるとともに、各用途間の連携を図っていきます。また、広域連携軸に対して、基盤整備は完了しており、都市軸としてふさわしい景観の誘導に努めます。

「海と国際交流拠点」及び「交流ゾーン」の中核としての田尻漁港周辺地区については、田尻漁港とふれ愛センター周辺施設を核とし、町内及び国内・海外との交流を図るための拠点とします。主要施設及び周辺の地域資源は整っているため、更なる活用等の検討を行い、拠点としての充実を図ります。また、国際交流、来訪者の迎え入れ、住民同士の交流など多彩な交流を展開する拠点として、各施設の機能充実と施設間の連携を図ります。

「レクリエーションゾーン」としての海浜部である「りんくう公園」から田尻漁港の区域は、親水性を高めるなど、人びとがより楽しめる場所としての充実策を検討し、これに応じた新しい公園等を整備するとともに、りんくう公園の未開設区域の早期整備を大阪府と協議していきます。

■りんくうエリア：整備方針図



凡 例	
	海と国際交流拠点
	交流ゾーン
	レクリエーションゾーン
	エリア界
	公共施設等
	歴史資源
	公園

2-2. 既成市街地エリア

「既成市街地エリア」は、西端はりんくうタウンに接する旧海岸線、東はおおむね南海本線までの従来からの市街地と新たな住宅開発地を含んだ地区を位置づけます。

(1) 全体構想での位置づけ

本地域は、古くから市街地が形成されてきた中心的地域であり、都市軸や拠点、ゾーン等の都市構造の集中が見られる地域となっています。

広域連携軸として南海本線があり、本町と他市町を繋ぐ重要な軸として位置付けています。また、地域生活軸として「たじり生活歴史軸」が孝子越街道を主要動線としながら拠点やゾーンを繋ぎ、町内の交流を高める暮らしの生活軸として、網目状にネットワークされています。

拠点及びゾーンは、「たじり中心拠点」として、本町の玄関口である吉見ノ里駅周辺地区が、本町のみならず周辺市町との連携を図る上での拠点として位置付けています。また、りんくうエリアの「海と国際交流拠点」と一体的に、さまざまな住民が行き交うふれ愛センター、生涯学習の拠点である公民館、文化の香り豊かな田尻歴史館（愛らんどハウス）を含む一帯を「交流ゾーン」として位置付けています。

(2) 整備方針

住宅地区では、より住みやすく快適な市街地へと転換していくための方策に取り組み、防災対策の推進や沿道景観の維持・改善を図っていきます。また、開発が進む住宅地については、良好な住環境の保全を目指し、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画などの検討を行います。

道路については、地域生活軸に位置づけられている主要生活道路の整備を重点的に進めるとともに、狭あい道路の拡幅やバリアフリー化に取り組むなど、町内生活道路網のネットワーク整備に努めます。また、主要地方道泉佐野・岩出線及び町道新家田尻線1号は町内でも重要な幹線道路であることから、その沿道にふさわしい生活利便施設の立地誘導を図ります。

また、みどりが不足している既成市街地において、高齢者や子育て世代が適度に使える公園やみどりの適正配置に努め、都市計画公園の整備が困難な状況を踏まえて、その他公園や緑化の推進など実効性のあるみどりの整備を推進します。

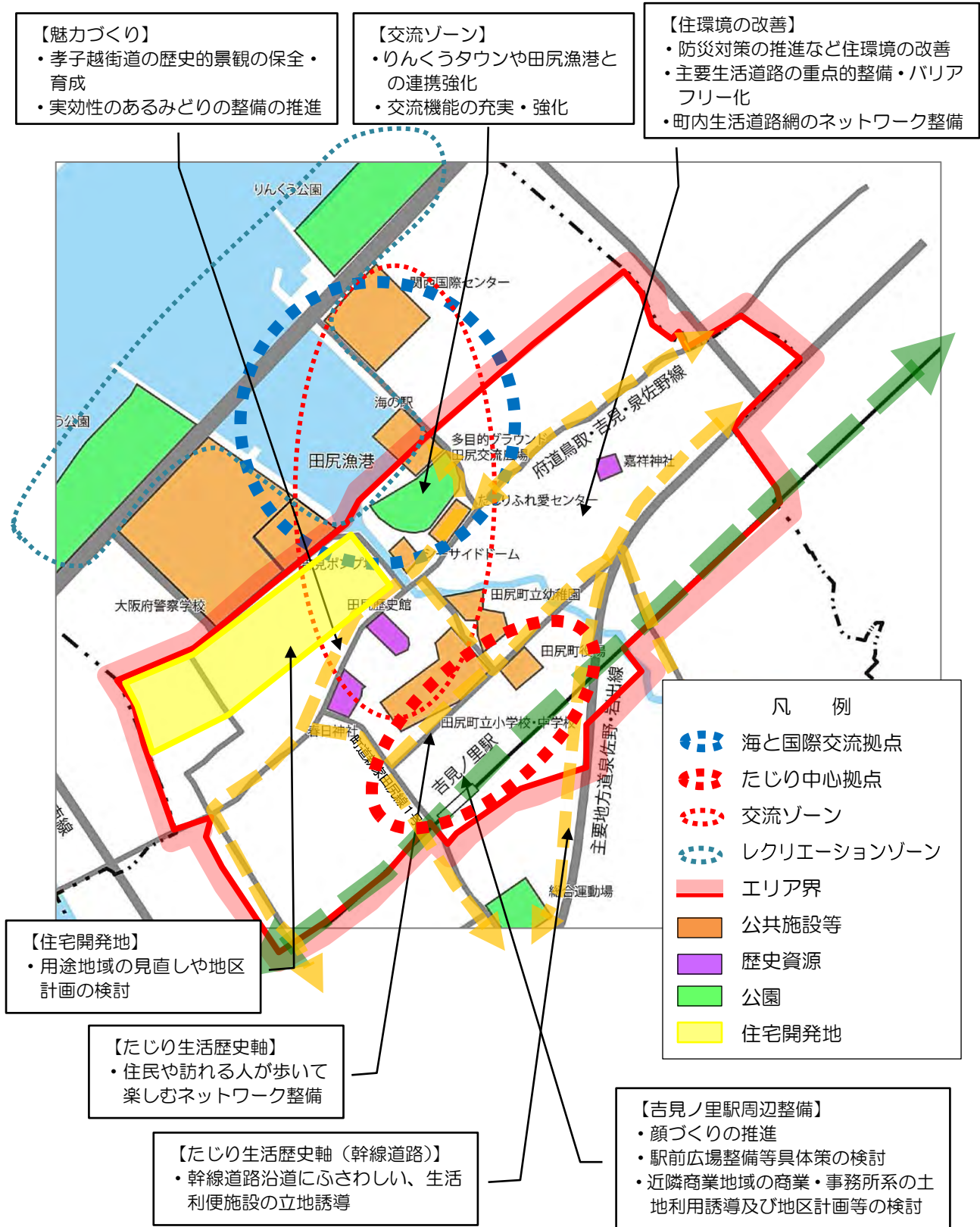
これらの方策に、外国から訪れる人を含め、誰もが分かりやすい案内サインの充実を進め、徒歩や自転車による移動で町域全てを回れる特性を活かし、住民や訪れる人が歩いて楽しむネットワークづくりを図ります。

さらに、地区を代表する郷土景観としての孝子越街道の歴史的景観の保全・育成に努めます。

「たじり中心拠点」としての吉見ノ里駅周辺地区については、吉見ノ里駅の駅舎改修や駅前広場の整備をはじめとして本町の顔にふさわしい具体的な整備方策を鉄道事業者とともに検討し、実現に努めていきます。また、近隣商業地域に指定されている地区を主に商業・事務所系の土地利用を誘導していくとともに、必要に応じて地区計画等の検討を行います。

「交流ゾーン」の中核としてのふれ愛センター、公民館、田尻歴史館（愛らんどハウス）を含む一帯については、田尻漁港等「海と国際交流拠点」と連動し、町内及び国内・海外との交流及び住民同士の交流など多彩な交流を展開する拠点として、機能充実と施設間の連携を図ります。

■既成市街地エリア：整備方針図



2-3. 市街地形成エリア

「市街地形成エリア」は、南海本線の吉見ノ里駅の東に広がり、駅に近い市街地として市街化が進行している地区を位置づけます。

(1) 全体構想での位置づけ

地域生活軸である「たじり生活歴史軸」により、他地域とネットワークされています。そのうち、主要地方道泉佐野・岩出線及び町道新家田尻線・府道新家田尻線は町内でも重要な幹線道路となっています。

拠点は、「たじり中心拠点」の一角を構成しています。

(2) 整備方針

地区計画により良好な市街地の形成を図ります。

主要地方道泉佐野・岩出線及び町道新家田尻線・府道新家田尻線は町内でも重要な幹線道路であることから、その沿道にふさわしい生活利便施設の立地誘導を図ります。

■市街地形成エリア：整備方針図



2-4. 緑の保全エリア

「緑の保全エリア」は南海本線東側の、農地が広がる市街化調整区域全域を位置づけます。

(1) 全体構想での位置づけ

全体構想では「緑の保全エリア」として、今後とも市街化を抑制し、農地とみどりの良好な環境を保全していくことを基本としますが、事業者等において熟度が高まった時点で、一部「みどり住区検討ゾーン」を設定し、都市的土地利用を図ることも検討します。また、レクリエーションゾーンとして、尾張池及び夫婦池周辺を指定します。

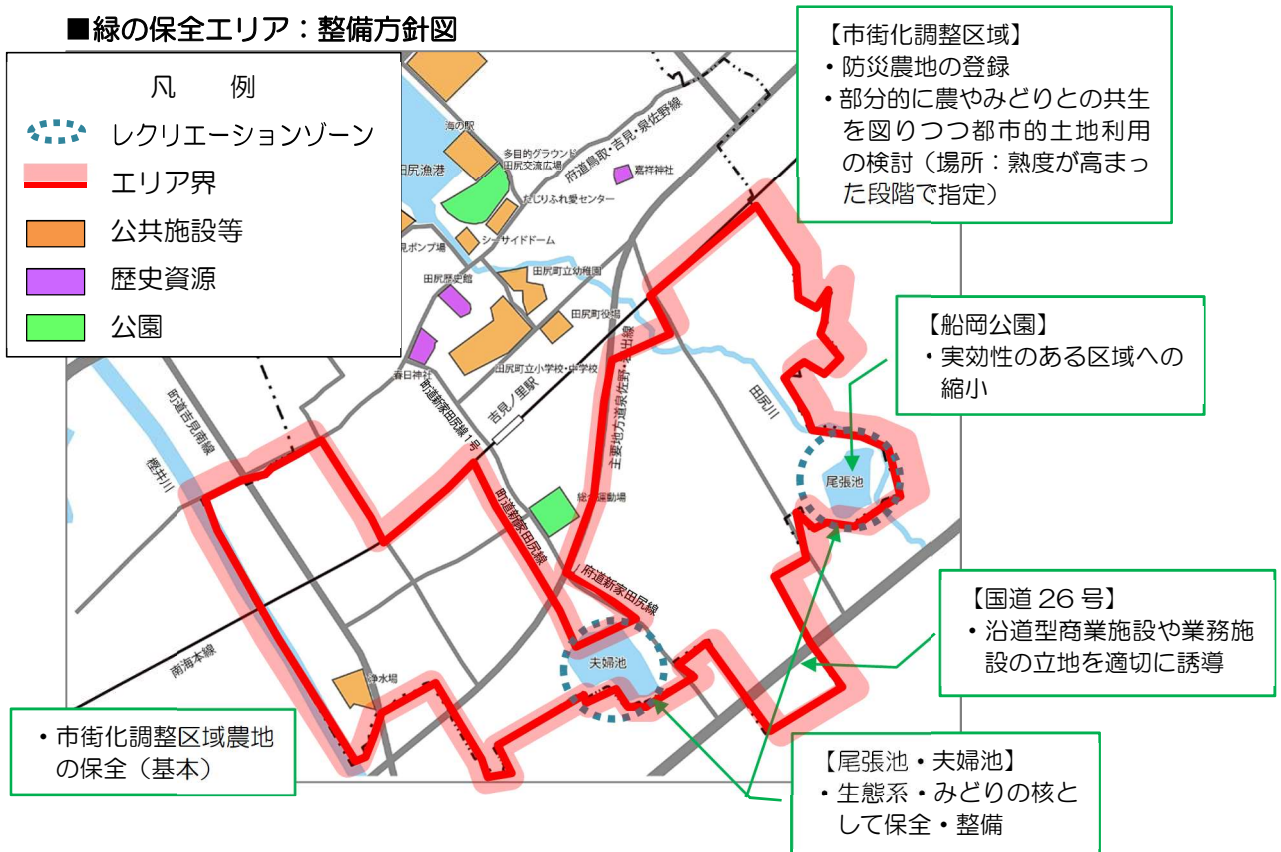
(2) 整備方針

市街化調整区域の農地は、地産地消を図る農業振興、広がりを持つ郷土景観、防災農地の役割や生態系の維持・保全といった多方面の役割から、基本的に保全し、維持管理を図ります。また、防災農地としての登録を進めて行きます。

レクリエーションゾーンに位置づけられている尾張池及び夫婦池は、生態系保全にも重要であり、各ため池にふさわしい保全整備を図ります。特に船岡公園は早期整備を目指し、実効性のある区域への縮小を図ります。

「市街化を抑制する区域」という理念を堅持しつつ、本町の人口維持に対する対応として、「みどり住区検討ゾーン」として位置付け、事業者等において土地利用の熟度が高まった段階で区域を設定し、農やみどりとの共生を図りながら都市的土地利用を図ることを検討します。

都市的土地利用の形成にあたっては、地区計画等で緑との共生を図るとともに、市街化区域への編入も検討します。また、広域連携軸に設定している一般国道26号においては、沿道型商業施設や業務施設の立地を適切に誘導します。



第4章 計画の実現に向けて

1. 住民・事業者・団体等と行政の協働によるまちづくりの推進

本計画では、まちづくりの基本目標4として、「まちにかかわるみんなでつくる協働のまちづくり」を掲げています。これは、今後の本町のまちづくりの実現にあたり、最も基本的で重要な考え方のひとつとなるものです。

まちづくりは、そのまちに生活し、様々な活動を行っている住民や事業者、行政が互いに連携し合いながら進めていく協働作業です。そのために、次のような仕組みを整えていくことが必要です。

① まちづくりに関する提案を受け止める制度の充実

持続可能な都市を形成するためには「住民・事業者等と行政の協働によるまちづくり」が必要不可欠であり、都市計画法においても住民による都市計画提案が制度化されています。また、「自分たちのまちを自らが創って守っていこう」とする気運も生まれつつあり、都市計画法に基づかなくとも独自の協定を結ぶ地区も見られるようになってきています。

今後は、これら制度のPRを行うとともに、住民や事業者等からの多様なまちづくりに関する提案などを、適切に受け止めていける制度の充実を図ります。

② まちづくり意識の啓発とまちづくりへの参加機会の拡充

まちづくりに関する課題は、環境や防災、福祉、人口施策など多岐にわたり、施策や事業の実現を図るためには、行政と住民及び事業者等との間において共通認識を持ち、相互の合意形成がなされることが必要となっています。

そのため、行政と住民及び事業者等が各役割を明確にするとともに、まちづくりへの参加意識を啓発することが重要となります。本計画の住民への報告・説明から始め、まちづくり意識の啓発に努めていきます。

③ まちづくりを推進していくための行政と住民の役割

まちや地域の全体構想やエリア別構想を実現していくための住民、行政の役割は次のようにまとめることができます。

【住民や事業者・団体等に求められる役割】

住民や事業者・団体等一人ひとりの意識がまちづくりに関係するという認識に立ち、住んでいるまちや地域を見直し、本計画を踏まえ、地区レベルでの積極的なまちづくりの取り組みや展開を図ることが求められます。

また行政が進めるまちづくりに対して、住民や事業者・団体等もまちづくりの担い手として実現のための様々な制度や手段などを活用し、積極的に参加することも重要と考えられます。

【行政に求められる役割】

本計画に基づく施策の推進を図るため、市街化区域や用途地域の見直し、地区計画等の法規制を適切に運用するとともに、必要な予算を獲得し事業を実施していきます。あわせて、住民や事業者・団体等に対し、まちづくりに必要な情報の公開や支援制度、協力体制の充実を図ることで、協働でのまちづくりを実現していきます。

また、本計画の進行管理や見直しを行い、実効性のある計画としていきます。

2. 効率的な都市計画行政の推進と進行管理

① 広域的連携によるまちづくりの推進

本町のように小さなまちにおいては、防災対策をはじめ幹線道路ネットワークや景観形成など、町域の枠組みを超えた取り組みが望まれることから、国、府及び隣接市との連携・協力のもとにまちづくりを推進できる体制の構築に努めます。

② 都市計画マスタープランの進行管理

本計画は、概ね20年後を見据えながら都市づくりの方向性を示したものであり、その実現に向けた具体的な施策や事業については都市計画分野だけでなく、多様な施策や事業を社会経済情勢も踏まえつつ段階的に実施していくことが必要となります。

このため、田尻町第4次総合計画の進行管理などの機会を適切にとらえ、本計画の達成状況等について庁内の連携・調整のもと評価と検証を行い、上位計画や社会情勢、住民意向等に整合した計画となるよう見直しを行っていきます。

具体的には、PDCAサイクル手法を用いた進行管理を用い、施策を着実に実行していきます。

